

令和 8 年度第 1 回一関市環境審議会

日 時 令和 8 年 7 月 22 日 (水)

13 : 30 ~ 15 : 30

場 所 一関保健センター 2 階
栄養指導室

～ 次 第 ～

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

「令和 8 年度版環境報告書（令和 7 年度実績）」の案について

4 その他

5 閉 会

一関市環境審議会委員名簿

令和7年9月 18 日から令和9年9月 17 日まで
(敬称略)

	氏 名	ふりがな	備考	
1	佐藤 和久	さとう かずひさ	一関工業高等専門学校(教授)	
2	多門 真咲	たもん まさき		
3	高橋 直樹	たかはし なおき	県南広域振興局 一関保健福祉環境 センター(技術主幹兼環境衛生課長)	新
4	遠藤 章	えんどう あきら		
5	千葉 理恵	ちば りえ		
6	佐藤 浩	さとう こう		
7	伊東 かおる	いとう かおる		
8	佐藤 武一	さとう たけいち		新
9	鈴木 初男	すずき はつお		
10	北條 喜久男	ほうじょう きくお		
11	小野 正弘	おの まさひろ		
12	小野寺 忠助	おのでら ちゅうすけ		
13	沼倉 恵子	ぬまくら けいこ		

令和 8 年度版

環境報告書

—令和 7 年度実績—



一関市

— 目 次 —

序章 一関市環境報告書の概要	1
基本方針1 地球温暖化対策の推進	4
1 一関市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	
2 一関市地球温暖化対策地域推進計画（区域施策編）	
3 地域気候変動適応計画	
4 公共施設への新エネルギー設備導入ガイドライン	
5 一関地球温暖化対策地域協議会（IEL）の活動	
基本方針2 水と緑豊かな自然環境との共生	19
1 水質 / 2 大気 / 3 騒音	
4 振動 / 5 環境保全協定（公害防止協定）	
6 環境に関する苦情 / 7 放射線	
8 森林整備	
基本方針3 資源が効果的に循環する地域社会づくり	33
1 廃棄物の収集・処理 / 2 有価物集団回収	
3 生ごみ減量機器購入補助	
4 食品ロス削減に向けた取組	
5 使用済小型家電回収・古着回収	
6 ごみ問題対策巡視員の取組 / 7 不法投棄	
8 ポイ捨て防止条例	
基本方針4 住みつづけたい、訪れたい魅力ある環境づくり	37
1 景観形成に関する取組 / 2 公園緑地の整備	
3 空き家対策	
基本方針5 環境を考え、行動する人づくり、組織づくり	38
1 環境教育事業 / 2 小中学校での環境に関する取組	
3 花いっぱい運動 / 4 公衆衛生組合連合会の取組	
5 アドプト（養子縁組）協定の締結	
「環境基本計画」指標の達成状況	40
資料	42
1 森林愛護団体の取組	
2 市・民間団体などが実施した環境関連事業	
3 小中学校での環境に関する取組	
4 一関市環境基本条例	
5 一関市ポイ捨てのないきれいなまちづくり条例	

序章 一関市環境報告書の概要

1 一関市環境報告書の目的と役割

本市では、「一関市環境基本計画」に基づき、様々な環境に関する施策を実施しています。これらの施策の実施状況について、一関市環境基本条例第9条に基づき、年次報告書である「一関市環境報告書」を作成し、公表しています。

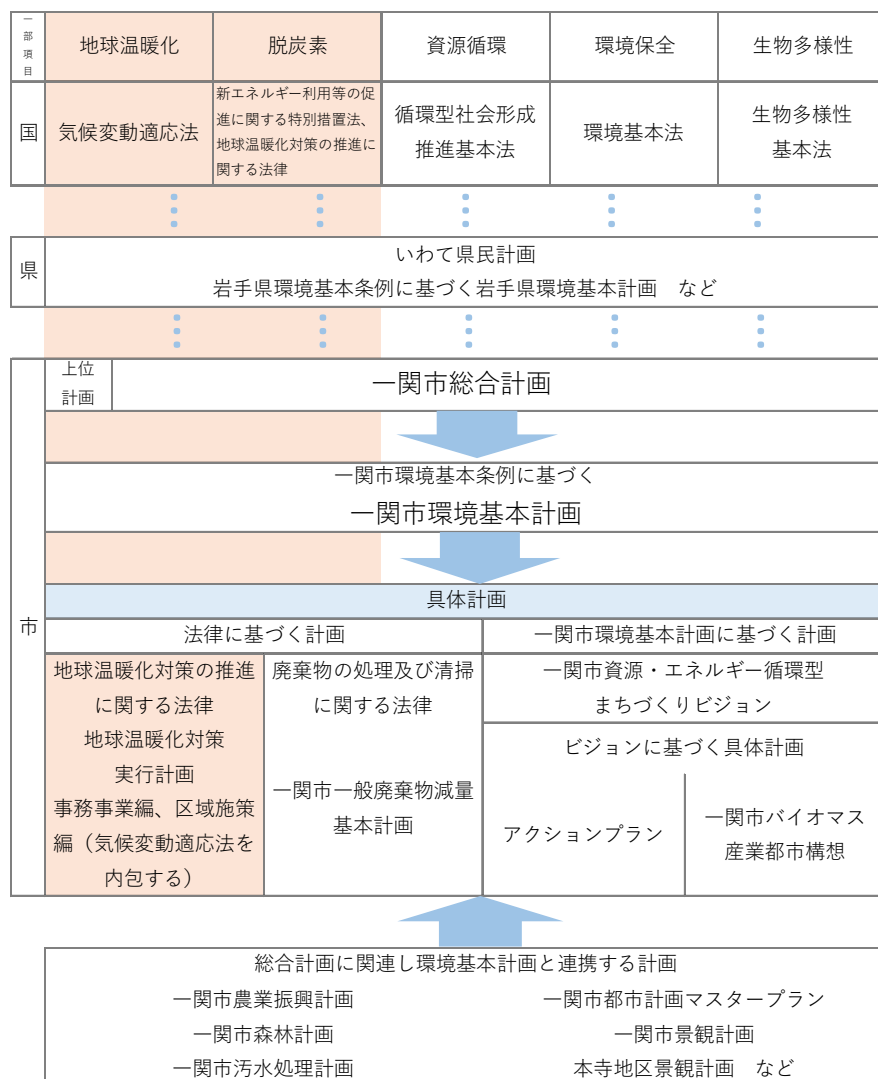
「一関市環境報告書 令和8年度版」は、令和7（2025）年度における各種の環境施策の実施状況や、環境測定の結果等から把握した市内の環境の現状等について取りまとめ、市民の皆様へ報告するものであるとともに、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画の進捗状況を把握し、検証するための資料となるものです。

2 一関市の環境行政

2-1 環境行政の枠組み

本市の環境行政は、一関市環境基本条例に基づき、市全体の環境の保全及び創造に向けた基本的な姿勢及び方針を「一関市環境基本計画」として定め、各種の環境施策を推進しています。

また、一関市環境基本計画は、一関市総合計画に位置づけられた環境に関する取組の計画であり、環境に関する計画の中では最上位計画と位置づけています。環境に関して策定する個別の計画は、一関市環境基本計画の内容を踏まえて策定しています。



2-2 一関市環境基本計画

市民を取り巻く環境は年代ごとに変化しており、現在は世界規模の問題である地球温暖化や、人口減少に伴う労働力不足、地域活力の低下などが挙げられ、どちらも市民の暮らしと直結しています。

脱炭素の取組として再生可能エネルギーの導入・利用拡大、労働力不足の解消に向けたデジタル化など、経済や社会構造が大きく変化しようとしている中、健康で豊かな生活を送ることは市民共通の願いです。

身近な環境問題について、市民・事業者・行政が協働して取り組む必要がありますが、まずは市民一人ひとりができることから取り組むことが大切です。

計画期間を平成29（2017）年度から令和8（2026）年度までの10年間とし、目標に「郷土の恵みを 未来へ引き継ぐ 自然豊かなまち」を掲げ、その実現のため5つの基本方針を下表のとおり定めています。



「環境」は幅広い意味を持つことから、環境報告書が指す「環境」は「一関市環境基本計画」に基づき下記のとおりとします。

環境の要素	具体例
地球環境	地球温暖化、エネルギー
自然環境	森林、生態系、生息空間
都市・農村環境	公園緑地、景観、環境保全型農業、住環境、里山
水	水質、河川環境、地下水（湧水）、水源保護
大気	大気質、悪臭
音・振動	騒音、振動
廃棄物	資源リサイクル、廃棄物処理

2-3 一関市資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン

一関市環境基本計画に基づく重点プログラムとして、平成27（2015）年度に「いかす つくる つなぐ 資源・エネルギー好循環のまち いちのせき」を基本的な方向性として、「一関市資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン」を策定しました。

ビジョンに基づき、バイオマス産業都市構想の認定（平成28（2016）年10月）、みんなのメダルプロジェクト（平成28（2016）～30（2018）年度）、オフィス製紙機の導入（令和元（2019）年度導入し令和7（2025）年10月末稼働終了）など様々な取組により、市民のリサイクル意識の醸成を図ってきました。

令和2（2020）年度には、一関市地域新エネルギービジョン及び一関市地域省エネルギービジョンのうち、継続して取り組むことが必要な施策を引き継ぎ、令和3（2021）～7（2025）年度を期間として取組方針を示すとともに、アクションプランを一覧にまとめました。

令和2（2020）年度に「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すことを宣言したことから、脱炭素の取組などもアクションプランへ反映しました。

アクションプランの進捗状況は、資源・エネルギー循環型まちづくり推進本部会議において報告するとともに、この環境報告書の各基本方針の項目で公表しています。

2-4 地球温暖化対策実行計画

1）事務事業編

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、事業所としての「一関市役所地球温暖化対策実行計画」を平成30（2018）年度に策定しました。

令和3（2021）年度改定の国の地球温暖化対策計画と、令和4（2022）年度策定の「一関市地球温暖化対策地域推進計画」（区域施策編）に足並みをそろえるため、令和5（2023）年度に温室効果ガス排出量の削減率を改定しました。

目標年度である令和12（2030）年度に、基準年度である平成25（2013）年度比で47％削減を目指します。

削減率の内訳は、一関市地球温暖化対策地域推進計画の各部門の削減率に応じて、オフィス（業務）部門が60％削減、その他の部門が46％です。

削減目標 平成25（2013）年度を基準として令和12（2030）年度までに47％削減する

2）区域施策編

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項に基づき、市全体の温室効果ガス排出量の削減等を定めた「一関市地球温暖化対策地域推進計画」を令和4（2022）年度に策定しました。

あわせて、この計画は気候変動適応法第12条に基づく気候変動適応計画を内包しています。気候変動適応とは、地球温暖化によって今後予測される猛暑や豪雨災害等に対応して、生活や行動、社会を自ら変化させ、安定的な暮らしを持続させることをいいます。

区域施策編の計画期間は、国の地球温暖化対策計画に準拠して、中期の目標年度にあわせ令和5（2023）～12（2030）年度の8年間としています。

温室効果ガスの削減目標は、平成25（2013）年度を基準年度とし46％以上の削減を目標としています。

削減目標 平成25（2013）年度を基準として令和12（2030）年度までに46％以上削減する

基本方針 1 地球温暖化対策の推進

1 一関市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

この項目では、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量削減の進捗状況を報告します。

令和 7（2025）年度の温室効果ガスの排出量は、令和 6（2024）年度の合計値20,621 t -CO₂と比較して903 t -CO₂増加しており、増加率は約4.4%です。

燃料の使用量は前年度の実績とほぼ変わりありませんでしたが、電気の排出係数（活動量当たりの温室効果ガス排出量を計算するための数値）の改定により、温室効果ガス排出量がわずかに増加しました。※1）一関市役所の二酸化炭素排出量 <参考>表参照

1）一関市役所の二酸化炭素排出量

二酸化炭素排出量は、燃料等の使用量に、地球温暖化対策推進法施行令第 3 条及び別表第一に定める温室効果ガス（二酸化炭素）の基礎排出係数を乗じて算出しています。なお、電気及び都市ガスについては、事業者別排出係数を用いており、電気は東北電力株式会社、都市ガスは一関ガス株式会社の事業者別排出係数が公表されていないため、標準の数値を適用しています。

また、二酸化炭素排出量は、環境省が地方公共団体向けに無償提供している『地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム「Local Action Plan Supporting System（通称 LAPSS）」』により算定しているため、公表されている基礎排出係数と異なる場合があります。基礎排出係数については、LAPSSにおいて設定されている係数を使用しています。

<参考> 令和 7 年度 温室効果ガス（二酸化炭素）排出係数

算定項目	種別／単位	単位発熱量 (MJ/単位)	炭素排出係数 (kg-C/MJ)	基礎排出係数 LAPSS		前年度 排出係数
庁舎・施設からの 二酸化炭素排出量	灯油 L	36.7	0.0185	2.49	kg-CO ₂ /L	2.49
	重油 L	39.1	0.0189	2.71	kg-CO ₂ /L	2.71
	LPG m ³	50.8	0.0161	2.99	kg-CO ₂ /m ³	3.00
	都市ガス Nm ³	—	—	2.05	kg-CO ₂ /Nm ³	2.05
	電気 kWh	—	—	0.4	kg-CO ₂ /kWh	0.385
主に公用車利用に よる二酸化炭素排 出量	ガソリン L	34.6	0.0183	2.32	kg-CO ₂ /L	2.32
	軽油 L	37.7	0.0187	2.58	kg-CO ₂ /L	2.58

電力を除き小数点第 3 位以下を四捨五入

(1) 温室効果ガス（二酸化炭素換算）排出量の推移

単位：t - CO2

種類 \ 年度		H25	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
二酸化炭素	CO2	29,418	25,557	25,841	24,770	20,563	21,467
メタン	CH4	9	10	9	9	11	10
一酸化二窒素	N2O	38	44	41	46	38	38
ハイドロフルオロカーボン	HFC	7	10	9	9	9	9
合計		29,472	25,622	25,900	24,834	20,621	21,524

(2) [内訳] 部門別 温室効果ガス排出量の推移

単位：t - CO2

施設 \ 年度		H25	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
オフィス		2,657	2,099	2,109	2,467	2,185	2,161
市民利用施設		11,051	9,820	9,703	8,949	7,591	8,557
学校		6,485	5,899	5,680	5,329	4,371	4,208
消防		883	862	838	829	664	642
水道		7,242	6,076	6,684	6,371	5,100	5,220
下水道		1,154	865	886	889	710	736
合計		29,472	25,622	25,900	24,834	20,621	21,524

(3) [内訳] 事業別 温室効果ガス排出量の推移

単位：t - CO2

使用燃料等 \ 年度		H25	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
施設使用燃料等		27,884	23,706	24,094	22,744	18,830	19,698
内 訳	電気	22,777	18,978	19,934	18,673	14,709	15,468
	その他の燃料等	5,107	4,728	4,160	4,071	4,135	4,230
公用車		1,276	1,535	1,407	1,724	1,483	1,504
廃プラスチックの焼却		83	177	180	170	147	139
水道		229	204	220	196	161	183
合計		29,472	25,622	25,900	24,834	20,621	21,524

(4) 燃料等使用量

事業 \ 年度			H25	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
施設等	灯油	KL	981	893	783	737	799	731
	重油	KL	833	765	673	663	663	688
	LPG	m³	59,439	45,136	40,789	37,696	37,296	37,494
	都市ガス	Nm³	33,727	55,980	50,907	73,271	73,583	71,195
	電気	kWh	38,932,297	40,297,797	40,633,242	39,146,542	38,204,935	39,209,264
公用車	ガソリン	KL	197	207	212	225	219	223
	軽油	KL	310	398	349	446	396	420
廃プラスチックの焼却		t	29.7	63.4	64.6	60.8	51.9	48.9
水道		m³	305,272	320,016	306,911	285,701	285,837	284,208

2) 今後の取組

引き続き、指定管理者を含む全職員の省エネルギー行動を推進し、燃料及び電気の使用量削減に取り組みます。更に、公共施設等への太陽光発電設備の導入等により、再生可能エネルギーの利用による温室効果ガス排出削減に努めます。

2 一関市地球温暖化対策地域推進計画（区域施策編）

この項目では、市内全域の温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けた取組の進捗状況を報告します。

下表「2030年度までの施策体系」の中項目ごとに報告しますが、ほかの基本方針に実績等を掲載しているものは中項目を未掲載としています。

大項目	中項目	小項目
1 再生可能 エネルギー の導入促進	1.1 太陽エネルギーの導入	①太陽光発電設備の設置(建物利用) ②蓄電設備の導入 ③太陽光発電設備の設置(空き地利用) ④太陽光発電設備の設置(その他) ⑤太陽熱利用設備の導入
	1.2 木質バイオマスの導入	①木質バイオマスの利用促進 ②間伐材や未利用材の活用
	1.3 その他再生エネの導入	①廃棄物処理施設から発生するエネルギーの利用 ②地中熱利用設備の導入
2 省エネルギー の推進	2.1 省エネルギーの建物・設備の導入	①建物へのZEB推進 ②住宅へのZEH推進 ③住宅の機能向上などに対する支援 ④LED照明器具の導入 ⑤省エネ診断の支援
	2.2 省エネ行動の推進	①日常生活における省エネ行動の推進 ②公共交通や自転車の利用、エコカーの導入、エコドライブなどの推進
3 その他CO ₂ 削減を推進 する取組	3.1 地域エネルギーの循環	①地域新電力会社の設立によるエネルギーの地産地消 ②再生可能エネルギーの余剰分の市外への販売
	3.2 森林の整備・利活用	①市内産木材の利用促進 ②木質バイオマスのサプライチェーン構築 ③森林の適切な管理によるCO ₂ 吸収源の確保・維持
	3.3 交通・輸送のCO ₂ 削減	①EV導入支援、車載型蓄電池としての利用促進 ②次世代自動車充電インフラの整備 ③デマンド型乗合タクシー運行の支援 ④交通分野と連携した脱炭素型観光 ⑤市営バス、公用車などのEV化
	3.4 ごみの減量化	①生ゴミ減量機器の導入 ②食品ロス対策の普及啓発 ③プラスチックごみの回収、脱プラスチックの取組 ④有価物集団回収を実施した団体に対する報償金交付 ⑤古着・小型家電の回収 ⑥マイバッグ利用の促進
	3.5 環境意識の啓発	①環境学習講演会の開催、資源・エネルギー循環型まちづくり先進地見学会の実施 ②環境学習施設の整備 ③環境教育活動の実施

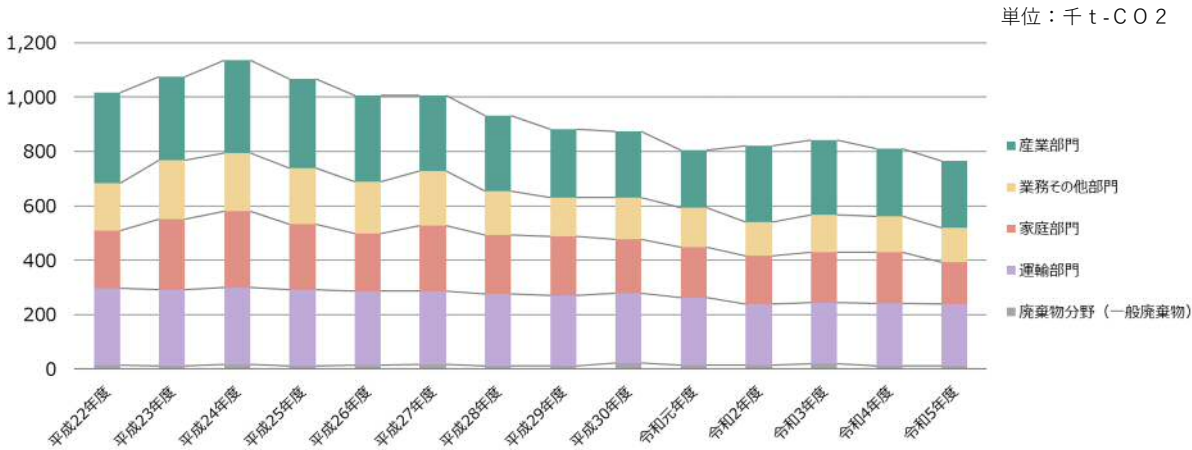
一関市地球温暖化対策地域推進計画（区域施策編）において対象とする温室効果ガスは、環境省が公表している「自治体排出量カルテ」の「エネルギー起源CO₂（4部門）」及び「廃棄物分野（一般廃棄物）」です。

「自治体排出量カルテ」は、CO₂排出量推計データを、全国又は都道府県の炭素排出量を世帯数、従業員数、自動車保有台数などから都道府県、市区町村ごとに按分した数値です。

統計などの原典データが過去に遡って修正された場合は、自治体排出量カルテの算定を再度行うため、過去に公表された数値と最新版の数値が異なることがあります。

なお、統計情報の制約上、推計の最新年度には2年のずれがあり、最新データ（令和5年度）は下表のとおりです。

温室効果ガスは令和元（2019）年度に減少し、以降は横ばいで推移しています。



[千t-CO₂]

部門・分野	平成25年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合 計	1,067	804	820	842	810	765
産業部門	327	212	280	275	248	245
製造業	253	166	216	215	195	186
建設業・鉱業	16	13	13	14	13	12
農林水産業	58	33	51	46	40	47
業務その他部門	206	143	123	138	132	127
家庭部門	242	185	178	184	189	154
運輸部門	279	249	227	226	229	225
自動車	270	242	220	219	222	219
旅客	133	117	103	100	104	103
貨物	137	124	117	119	118	116
鉄道	10	7	7	7	7	6
船舶	0	0	0	0	0	0
廃棄物分野（一般廃棄物）	12	15	13	19	13	12

※表中の内訳と小計・合計は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

1-1 太陽エネルギーの導入

1) 補助事業

(1) 住宅用新エネルギー設備導入促進補助金

住宅用の太陽光発電設備導入に対する補助事業を平成22（2010）年度から実施しています。平成29（2017）年度に太陽熱及び地中熱利用設備、令和3（2021）年度に蓄電設備を補助対象に追加しました。

なお、太陽光発電設備を導入する場合は、固定価格買取制度（FIT）を利用していることが条件です。

▶ 直近 3 年の交付実績

年度	太陽光発電設備			蓄電設備		
	件数	補助額 (千円)	平均出力 (kW)	件数	補助額 (千円)	平均出力 (kW)
R 5 (2023)	39	3,819	8.6	36	3,566	9.2
R 6 (2024)	56	5,554	9.4	27	2,700	8.6
R 7 (2025)	42	4,072	7.8	15	1,500	9.6

資料 生活環境課

各設備導入に対する補助額

太陽光発電設備 2 万円/kW (上限10万円) 蓄電設備 2 万円/kWh (10万円)

太陽熱利用設備 強制循環型 (5 万円) ・ 自然循環型 (3 万円)

地中熱利用設備 ヒートポンプシステム (30万円) ・ その他 (10万円)

地中熱利用設備は申請実績なし

太陽熱利用設備はH29年度 2 件、R 元年度 1 件、R 7 年度 1 件交付実績あり

(2) 一関市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金

環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」の選定を受け、令和 5 ～ 9 年度の 5 年間実施します。

固定価格買取制度 (FIT・FIP) を利用しない自家消費型に対する補助金であり、太陽光発電設備等設置の建物等で太陽光で発電した電力を消費することを目的とします。

▶ 直近 3 年の交付実績

< 個人 >

年度	太陽光発電設備			蓄電設備		
	件数	補助額 (千円)	平均出力 (kW)	件数	補助額 (千円)	平均出力 (kWh)
R 5 (2023)	4	1,442	8.6	2	715	10.0
R 6 (2024)	2	700	6.9	2	789	8.6
R 7 (2025)	10	4,340	7.8	9	3,398	9.5

年度	車載型蓄電池			充放電設備	
	件数	補助額 (千円)	平均出力 (kWh)	件数	補助額 (千円)
R 6 (2024)	1	850	60.0	1	1,125
R 7 (2025)	2	1,148	29.6	1	727

資料 生活環境課

< 中小企業等 >

年度	太陽光発電設備			蓄電設備		
	件数	補助額 (千円)	平均出力 (kW)	件数	補助額 (千円)	平均出力 (kWh)
R 5 (2023)	1	495	13.1	0	0	0.0
R 6 (2024)	申請なし					
R 7 (2025)	2	4,650	97.7	1	1,266	21.0

各設備導入に対する補助額

太陽光発電設備 個人 7 万円/kW または補助対象事業に要した実支出額の少ない額 (上限56万円)
企業 5 万円/kW または補助対象事業に要した実支出額の少ない額 (上限100万円)

蓄電設備 個人 補助対象事業に要した実支出額の 3 分の 1 (上限41万 3 千円)
企業 補助対象事業に要した実支出額の 3 分の 1 (上限126万 6 千円)

車載型蓄電池 (EV・PHV) 上限はクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の銘柄による

充放電設備 (V2H) 補助対象事業に要した実支出額の 2 分の 1 (上限なし)

2) 公共施設への太陽光発電設備の設置

令和5年度に環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」の選定を受け、PPA*により、公共施設への太陽光発電設備の設置を進めています。

*PPA…事業者が自己の負担により公共施設へ太陽光発電設備を導入・維持管理し、市は使用した電力量に応じ代金を支払うもの。

年度	R 6	R 7
	(2024)	(2025)
施設数	3	3
導入kW数	215.25	151.90

資料 生活環境課

1-2 木質バイオマスの導入

1) 利用促進事業

(1) 薪ストーブ設置費補助金

市民による地域に根差した木質バイオマスの利用促進を図るため、平成29（2017）年度から薪ストーブの購入設置費用に対し補助しています。

なお、公共施設への設置については、本報告書「4 公共施設への新エネルギー設備導入ガイドライン 3) 木質バイオマス利用設備」参照。

▶直近3年の交付実績

年度	R 5	R 6	R 7
	(2023)	(2024)	(2025)
件数	26	14	19
補助額（千円）	2,569	1,348	1,691

資料 林政推進課

(2) 木材利用促進事業費補助金

市内産木材の需要創出のため、住宅等の新築、増改築工事に市産木材を利用した市内施工業者に対し、令和3（2021）年度から補助しています。

▶直近3年の交付実績

年度	R 5	R 6	R 7
	(2023)	(2024)	(2025)
件数	8	7	9
補助額（千円）	2,275	1,825	2,475

資料 林政推進課

2) 間伐材や未利用材の活用

林野庁が「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金」（平成25年度から令和6年度は旧事業「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」）により令和7（2025）年度から支援しており、事業実施主体である「いわて里山再生地域協議会」が事務を行っています。一関市内では「有限会社工藤管理サービス」「2025の光 F・tyg」「縁日里山整備プロジェクト」がこの補助金を活用し、活動しています。

出典：いわて里山再生地域協議会HP <https://iwatesatoyama.jimdoweb.com/>

1-3 廃棄物処理施設から発生するエネルギーの利用

令和5年度に一関地区広域行政組合 一関清掃センターで、熱等有効利用実現可能性調査を実施し、ごみ焼却により発生する熱による発電量や外部への熱供給量を確認しました。

2-1 省エネルギーの建物・設備の導入

1) 住宅の機能向上などに対する支援

市民の生活基盤となる住環境の向上を図るため、自らが所有し、かつ、居住する住宅のリフォームに要する費用に対し、令和3（2021）年度から経費の一部を補助しています。

年度	補助額 千円	交付件数	(内訳) 世帯			
			子育て	高齢者	多世代同居	加算対象外
R 5 (2023)	35,345	215	13	170	2	30
R 6 (2024)	36,066	259	19	206	0	34
R 7 (2025)	36,749	267	32	202	1	32

資料 都市整備課

補助額は補助対象経費の1/10（最大8万円）※R4（2022）・5（2023）年度は10万円

下記に示す世帯については、基本額と同額を加算。

①子育て世帯（18歳未満の子がいる世帯）

②高齢者世帯（65歳以上の高齢者がいる世帯）

③多世代同居世帯（同居により世代数が1世帯以上増加する世帯）

リフォーム工事を行う者は、市内に本店を有する法人または市内に住所を有する個人（個人事業主等）とし、地域内での経済活動を促進。

2) 省エネ診断の支援

岩手県が行っている「事業者向け省エネルギー対策推進事業」を紹介し市内の省エネを推進しています。

出典：岩手県HP 事業者向け省エネルギー対策推進事業

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/gx/ontai/1067114.html>

2-2 省エネ行動の推進

1) 日常生活における省エネ行動の推進

岩手県が夏季・冬季に行っている「いわてエコアクション」などの周知を行っています。

出典：岩手県HP いわてエコアクション

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/gx/ontai/1076054.html>

2) 公共交通や自転車の利用、エコカーの購入、エコドライブ

公共交通の利用に関して、岩手県が行っている「公共交通スマートチャレンジ月間」の周知を行っています。

市民等の電気自動車等購入に対して、「一関市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金」で電気自動車（EV・PHV）に対する補助事業を市で行っています。

出典：岩手県HP 公共交通スマートチャレンジ月間

<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/koutsuu/koukyou/1023213.html>

3-2 森林の整備・利活用

1) 市内産木材の利用促進

新設の小学校等に導入し、市内産木材の利用を促進しています。

2) 木質バイオマスのサプライチェーン構築

チップボイラーの民間施設等への導入に向け、チップの安定供給体制やサプライチェーンなどの体制の構築を検討しています。

令和5年度には、外部専門家を招へいし、市内の公共施設及び民間施設のボイラー等の導入可能性調査を行っています。

3) 森林の適切な管理によるCO₂吸収源の確保・維持

市有林における間伐などの森林施業や森林管理によって増加した二酸化炭素吸収量をJ-クレジットとして令和6年度に取得し、同年12月から販売を開始しました。J-クレジットの販売益は、森林整備、担い手育成、二酸化炭素吸収量増加や排出削減につながる取組に活用します。

年度		販売可能量 t-CO ₂	販売単価 (税別) 円/t-CO ₂	クレジット種	資料 林政推進課
R 6	(2024)	3,687	12,500	森林吸収系	
R 7	(2025)	3,241	12,500	森林吸収系	

3 地域気候変動適応計画

地球温暖化対策には、大きく分けて「緩和策」と「適応策」の2本の柱があります。

「緩和策」は温暖化の原因となる温室効果ガス排出量を削減する対策で、「適応策」は気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する対策です。市では「地域気候変動適応計画」を、「一関市地球温暖化対策地域推進計画（区域施策編）」に内包する形で策定しています。

また、気候変動適応法の改正により、令和6（2024）年度から、熱中症警戒アラートの法定化と、熱中症対策を強化するため市町村長による指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定が制度化されました。

暑さをしのいで休憩できる場所として、「涼みどころ」を設置しました。熱中症特別警戒情報が発表された場合は、「涼みどころ」の一部を気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として開放します。

年度	R 6	R 7
	(2024)	(2025)
涼みどころ	86	94
指定暑熱避難施設	11	12

資料 生活環境課

4 公共施設への新エネルギー設備導入ガイドライン

市では「公共施設への新エネルギー設備導入ガイドライン」を平成30（2018）年度に策定し、再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置を推進しています。導入状況は、以下のとおりです。

1）太陽光発電設備

年度	設置施設	出力 (kW)	蓄電池容量 (kWh)	
H13 (2001)	大東中学校	10.0	—	
H16 (2004)	萩荘小学校	5.5	—	
H17 (2005)	花泉中学校	10.0	—	
H22 (2010)	南小学校	19.5	—	
	涌津小学校	19.5	—	
	萩荘中学校	19.5	—	
H23 (2011)	川崎中学校	5.0	—	
H24 (2012)	大東小学校	10.0	—	
	曾慶保育園	5.0	—	
	一関北消防署	10.0	—	
H25 (2013)	千厩中学校	20.0	15.0	
	東山中学校	20.1	—	
	花泉図書館	10.0	—	
	一関図書館	120.0	14.7	
	一関あおば保育園	5.0	—	
H26 (2014)	山目小学校	20.0	—	
	磐井中学校	15.0	—	
	一関北消防署東山分署	5.0	—	
	一関保健センター	20.0	22.0	費 岩 補 手 助 県 金 公 に 共 よ 施 り 設 導 再 入 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 等 導 入 事 業
	山目市民センター	5.0	4.4	
	永井市民センター	5.4	5.0	
	千厩市民センター	5.0	4.4	
	猿沢診療所	10.5	8.8	
	大東支所	10.0	11.00	
	川崎支所	20.0	15	
	奥玉ふるさとセンター	5.1	5.0	
H27 (2015)	室根診療所	10.2	9.6	
	東山保健センター	5.1	5.0	
	藤沢市民センター	5.1	5.0	
	サン・アビリティーズ一関	5.0	5.0	
	涌津市民センター	5.0	5.0	
	大東コミュニティセンター	5.0	5.0	
	東山総合体育館	5.0	5.0	
	室根ふるさとセンター	5.0	5.0	

年度	設置施設	出力 (kW)	蓄電池容量 (kWh)	
H27 (2015)	一関南消防署藤沢分署	5.0	—	
H29 (2017)	千厩小学校	20.0	—	
	道の駅むろね	4.9	—	
R 4 (2022)	室根小学校	20.0	—	
R 5 (2023)	花泉小学校	20.0	—	
R 6 (2024)	道の駅だいとう	11.48	16.8	
	本庁舎	75.0	—	環境省 重点 対策
	一関南消防署	11.0	—	
	萩荘小学校	55.5	16.4	
R 7 (2025)	桜町中学校	50.0	—	
	西部第二給食センター	50.0	—	
	大東学校給食センター	50.0	—	

資料 生活環境課 都市整備課

2) 地中熱利用設備

年度	設置施設	設備内容
H25 (2013)	花泉図書館	地下100mまでチューブを埋設。管内の液体を地下水と熱交換し館内の冷暖房に使用。(10kW×8基)
H26 (2014)	一関図書館	地下1.5mにチューブを埋設し、熱交換した空気を館内に送風。

資料 生活環境課

3) 木質バイオマス利用設備

年度	設置施設	設備内容
H17 (2005)	興田小学校	木質ペレットボイラー581kW
H29 (2017)	千厩小学校	チップボイラー200kW + 灯油ボイラー233 kW
H31/R元 (2019)	東山小学校	
R 4 (2022)	室根小学校	
R 5 (2023)	花泉小学校	

資料 林政推進課

4) 電気自動車・充電設備

電気自動車は公用車、充電設備は市民が利用できるものを掲載します。

年度	設置施設	電気自動車		充電設備	
		台数	kWh	台数	種類
H29 (2017)	道の駅むろね H30.4月開設	—	—	1	急速50kW
R 2 (2020)	本庁舎 日産リーフ	1	40	—	—
R 6 (2024)	本庁舎 三菱ekクロスEV	1	20	—	—
	道の駅かわさき	—	—	1	急速50kW

資料 財政課、生活環境課

5) LED灯交換

(1) 防犯灯

年度	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/R元 (2019)
灯数	547	—	240	—	808	844	873	902	769	717
	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)				
	544	66	23	12	5	5				

資料 生活環境課

(2) 街路灯・外灯・公園等施設外

年度	設置施設	灯数	特記事項
H21 (2009)	本庁舎外灯	4	太陽光発電付外灯
	厳美公園公園灯	3	—
	大原小学校外灯設置	1	ハイブリッドソーラー外灯（太陽光発電＋風力発電）
		2	—
	道の駅かわさき	—	ハイブリッドソーラー外灯（太陽光発電＋風力発電）
H23 (2011)	仮設住宅外灯設置	10	—
	街路灯改修	11	—
	一関駅西口北駐車場照明灯設置	2	太陽光発電
H24 (2012)	庁舎敷地内ほか	20	ハイブリッドソーラーLED外灯
	桜の小道整備事業	3	ソーラー外灯
H25 (2013)	釣山公園駐車場	4	ソーラー外灯
	千厩支所庁舎外部照明灯	—	—
H26 (2014)	市管理公園	15	—
	磐井中学校	15	進入路等LED防犯灯新規設置
H27 (2015)	矢ノ目沢公園ほか8公園	—	—

(3) 施設内

LED化した施設を完了年度に掲載しています。記載のない施設も順次LED化しており、施設全体が完了次第掲載します。

年度	設置施設
H23 (2011)	東山支所
H24 (2012)	花泉総合福祉センター、千厩支所
H25 (2013)	花泉支所、大東支所潤い活力プラザ
H26 (2014)	なのはなプラザ、金沢小学校
H28 (2016)	石と賢治のミュージアム
H29 (2017)	渋民市民センター
H30 (2018)	関が丘市民センター
R 2 (2020)	滝沢市民センター、老松市民センター

年度	設置施設
R 3 (2021)	本庁舎（会議室棟・現業棟・現業棟附属棟・車庫を含む）、一関運動公園野球場、東口体育館、室根体育館、藤沢体育館
R 4 (2022)	真滝幼稚園、一関武道館、一関運動公園テニスコート、花泉体育館、大東体育館、東山農村勤労福祉センター、川崎体育センター、川崎運動広場、川崎テニスコート
R 5 (2023)	東台野球場、一関市産業教養文化体育施設、花泉運動公園野球場、花泉運動公園テニスコート、大東勤労者体育センター、千厩野球場、清田テニスコート、大東中学校（増築校舎）、赤荻幼稚園、北上川交流センター
R 6 (2024)	大東曾慶地区センター（曾慶市民センター）、田河津市民センター、田河津市民センター体育館、一関サッカー・ラグビー場、東山多目的グラウンド、藤沢B & G海洋センター、すぱーく藤沢

▶参考 順次LED化している施設（一部抜粋）

施工最新年度	設置施設	施工場所
H29 (2017)	真柴市民センター	事務室、研修室
	弥栄市民センター平沢分館	研修室2
	小梨市民センター	
H30 (2018)	萩荘市民センター	ホール
H31/R元 (2019)	山目市民センター	H31/R元：体育館 R6：創作室 R7：和室
	大東開発センター（興田市民センター）	事務室
R2 (2020)	花泉市民センター	R2：講座室、調理室、トイレ、玄関ホール、児童室、印刷室 R3：事務室、会議室、廊下、湯沸室、休憩室
R3 (2021)	金沢市民センター	R2：事務室、玄関ホール、会議室、炊事室、倉庫 R3：講座室、調理室、廊下、デイルームほか
	涌津市民センター	R2：会議室、当課、講座室、トイレ R3：事務室、調理室、図書室・児童室、玄関ホール、倉庫、湯沸室、休憩室
R3 (2021)	永井市民センター	R3：体育館
	蝦島コミュニティセンター	和室
	千厩維新館（奥玉市民センター）	R元：ロビー（一部） R3：控室（一部） 不明：トイレ（一部）

施工最新年度	設置施設	施工場所
R 4 (2022)	厳美市民センター達古袋分館	H27：小会議室①②、多目的ホール R 4：調理室体育館
	千厩こがね館会	研修室
	千厩市民センター	H28：2階小会議室、中会議室 H29：風除室ほか R 4：大会議室 不明：事務室、役員室、調理室、印刷室、かるがも教室、2階給湯室
	奥玉ふるさとセンター (奥玉市民センター)	H28：2階廊下 H30：創作室、共同調理室、保健相談室、集会室兼娯楽室、図書室兼視聴覚室、器材庫準備室 R 元：休憩室、談話コーナー・ホール（一部）、集会室（日本間） R 4：事務室、1階・2階トイレ、1階・2階湯沸室、1階廊下 不明：日本間前廊下、1階手洗い場
R 4 (2022)	大原市民センター	講座室 R 6 予定：中会議室
	日形市民センター	体育館
	油島市民センター	R 2：講座室、講義室、児童室、調理室、会議室、事務室、休憩室、廊下、洗面所、湯沸室 R 4：湯沸室流し、裏口外灯、駐車場外灯
	亥年コミュニティセンター	—
R 5 (2023)	一関学習交流館	事務室、研修室、多目的ホール
	大東コミュニティセンター (摺沢市民センター)	ホール内の水銀灯の一部、誘導灯 (10か所)
	小梨市民センター	H29：事務室、小会議室、多目的ホール R 5：更新あり
R 7 (2025)	中里市民センター	すこやか交流館談話室
— —	舞川市民センター	事務室、会議室、ボランティア室

6) 省エネルギー設備

年度	設置施設	設備内容
H21 (2009)	本庁舎	エレベーター改修 インバータ制御化
		省エネ蛍光管交換
		1階北側窓 樹脂サッシ設置
H23 (2011)		省エネ蛍光管交換
		変電設備 高圧変電トランスを省エネ型に交換
		地下室冷却ポンプ等を高効率モーターに交換
H24 (2012)		非常用発電設備 放水式からラジエーター方式に交換
		温水ポンプ 高効率モーターに交換
H25 (2013)		議場空調設備 省エネ型設備に交換
		高架水槽用揚水ポンプ 高効率モーターに更新
H26 (2014)	西部・花泉学校給食センター、小梨公民館	空調設備 省エネ型空調設備に更新
H27 (2015)	真湯温泉センターコテージ	暖房機交換 省エネ型設備に交換
H28 (2016)	一関市総合体育館	トップランナーモータを搭載した自動給水ユニットに更新
H29 (2017)	一関文化センター	エレベーター改修 インバータ制御化

▶ 受変電設備改修 変圧器更新（トップランナー型）

年度	設置施設
H25 (2013)	千厩支所
H28 (2016)	花泉総合福祉センター
H29 (2017)	渋民市民センター、小学校（一関・中里・巖美・川崎）
H30 (2018)	花泉支所
H31/R元 (2019)	大東支所、大東バレーボール記念館、東山保健センター、室根支所、小学校（一関・中里・巖美・川崎除く）、中学校（花泉を除く）
R4 (2022)	花泉中学校
R5 (2023)	大東中学校、室根こども園、室根診療所

5 一関地球温暖化対策地域協議会（IEL）の活動

「健全で恵み豊かな地球環境の保全と創造」を基本理念に、住民・事業者・行政が適切な役割を担い、自主的かつ積極的に継続して環境対策に取り組むことを目的として、平成19年3月に設立しました。

▶ 令和7（2025）年度活動実績

開催日	活動内容
令和7年8月1日	広報eco第40号発行 内容：「広報eco」40号を迎えました！ ほか
令和7年5月25日	環境セミナー「有機農業で地球温暖化対策！」開催 講師：農政ジャーナリスト 吉田太郎 氏 参加者：45名
令和7年7月31日	市民フェスタへの出展 来場者：75名 展示内容：環境セミナーの動画上映、温暖化の影響・温暖化対策・家電の買い替えや次世代自動車についてのパネル展示、手回し発電機体験
令和7年9月1日	広報eco第41号発行 内容：気象災害の激甚化・頻発化 ほか
令和7年10月30日	地球温暖化を主とする環境教育授業 対象者：萩荘中学校3年生66名 講師：一関高専 佐藤和久教授（当協議会 運営委員）
令和7年12月1日	広報eco第42号発行 内容：冬は、ウォームビズを！ ほか
令和8年1月1日	広報eco第43号発行 内容：萩荘中学校で環境教育授業を行いました
令和8年1月30日	岩手県地球温暖化防止活動推進センター主催 地域協議会情報・意見交換会 参加者：当協議会から副会長ほか4名Zoom参加
令和8年2月1日	広報eco第44号発行 内容：太陽光パネルは100%リサイクルできます！ ほか

資料 生活環境課



▲環境セミナー聴講の様子

基本方針 2 水と緑豊かな自然環境との共生

1 水質

1) 河川等水質測定結果（BOD年平均值）【測定機関 国・岩手県】

本市を流れる河川や排水路等の測定地点及び測定結果は、以下のとおりです。

なお、令和7（2025）年度実績は令和8年7月現在未公表のため、令和6（2024）年度実績までを掲載します。

河川名	地域	観測地点名	類型 環境基準	測定機関	単位：mg/L		
					R 4	R5	R 6
					(2022)	(2023)	(2024)
北上川	一関	千歳橋	A	国土交通省	1.0	0.9	1.0
	川崎	北上大橋	A		0.9	0.9	0.7
	花泉	北上川橋	A		1.1	1.1	0.9
磐井川 上流	一関	長者の滝橋	AA	岩手県	<0.5	<0.5	<0.5
磐井川 中流		上の橋	A	国土交通省	0.6	0.7	0.5
磐井川 下流		狐禅寺橋	C		0.9	1.1	0.8
久保川		赤子橋	A	岩手県	<0.5	<0.5	0.6
吸川		水門	—	国土交通省	7.5	8.0	9.6
金流川	花泉	天神橋	A	岩手県	0.8	1.0	1.0
		川ノ口橋	A		1.2	1.0	1.7
有馬川		金流橋	A		0.8	0.7	0.8
磯田川		沼畑橋	—		1.4	1.0	1.3
砂鉄川	東山	生出橋	A			0.5	<0.5
	川崎	門崎橋	A	国土交通省	0.6	0.6	0.5
曾慶川	大東	雲南田橋	—	岩手県	0.7	0.5	0.9
千厩川 上流	千厩	久伝橋	A		0.5	0.5	0.7
		宮田橋	A		0.5	<0.5	0.7
千厩川 下流		松形橋	C		1.6	1.9	2.1
		水門	C		1.1	1.4	1.5
大川	室根	宮城県境	A		0.5	0.6	0.6
津谷川		千代ヶ原橋	—		<0.5	<0.5	0.5
黄海川	藤沢	樋口橋	A			0.5	<0.5

環境基準

河川（湖沼を除く）の環境基準は、AA：1 mg/L以下、A：2 mg/L以下、B：3 mg/L以下、C：5 mg/L以下、D：8 mg/L以下、E：10 mg/L以下です。

類型基準のあてはめが無い河川等については、「国民の日常生活において不快を感じない限度」であるE類型：10 mg/Lを適用している。

2) 河川等水質測定結果（BOD年平均値）【測定機関 一関市】

国・岩手県が測定している以外の河川について、市の測定地点及び測定結果は以下のとおりです。

BODを指標として環境基準と比較した結果、観測地点80地点のうち2地点で環境基準を超過しました。

河川名	地域	観測地点名	類型 環境基準	R7 (2025)	達成	河川名	地域	観測地点名	類型 環境基準	R7 (2025)	達成
磐井川	一関	大久保橋	AA	0.50	○	間明田川	大東	曾慶川合流点	—	1.20	○
久保川		長倉	AA	0.60	○	久子沢川		久子沢付近	—	0.70	○
小猪岡川		大森橋	—	0.60	○	市道川		鈴昭製材所付近	—	0.90	○
市野々川		落合橋	—	0.60	○	猿沢川		観福寺橋付近	A	0.70	○
栃倉川		栃倉	—	0.80	○	当摩川		登瀬橋	—	1.20	○
滑り川		合流点	—	2.10	○	山谷川	東山	山谷中ノ橋	—	0.80	○
五代川		石畑橋	—	1.10	○	林川		中ノ屋敷橋	—	0.60	○
滝沢川		町田橋	—	1.50	○	石蔵川	川崎	布佐川河口	—	1.20	○
番台川		番台地点	—	1.00	○	風呂川		風呂川	—	1.10	○
笹谷川		放流口・桃ノ湯	—	1.40	○	御滝川		旧門崎小学校前	—	0.70	○
五間堀		南豊隆地内	—	24.50	×	千厩川	千厩	梅田橋	C	4.60	○
神田排水路		吸川合流前	—	1.90	○		川崎	塞の神橋	C	3.30	○
吸川		駅裏	—	1.40	○	金田川	千厩	東中沢	—	1.00	○
		青果市場	—	1.80	○	仏坂川		西中沢	—	1.00	○
沢川		駅裏	—	1.50	○	加妻川	川崎	加妻橋	—	0.70	○
新山川		東北線交差	—	1.20	○	大平川	千厩	上荒井	—	1.20	○
武士川		水門	—	6.00	○	南小梨川		中ノ沢	—	1.20	○
照井堰		豊料	—	1.00	○	荷蔵沢	川崎	荷蔵沢	—	20.80	×
		鶴巻	—	1.00	○	巻大沢川		巻畑	—	0.70	○
		大江堰	三反田	—	0.50	○	上油田川	花泉	柳沢	—	1.80
打ノ目			—	1.00	○	刈生沢川	瀬脇橋		—	1.20	○
砂鉄川	大東	流矢橋	A	0.90	○	大川	室根	岩田橋	A	0.90	○
	東山	西前橋	A	0.90	○	糠沢川		古金生	—	1.00	○
		十二木橋	A	0.50	○	砂子田川	藤沢	銭塚地内	—	1.50	○
興田川	桜橋付近	—	0.60	○	新沼川	石合橋		—	2.80	○	
	中林橋付近	—	0.60	○	天ヶ沢川	八景下地内		—	4.30	○	
鳥海川	丑石橋付近	—	0.70	○	山谷川	市ノ沢橋		—	4.20	○	
	小黑滝付近	—	0.70	○	相川(柳立川)	館ヶ森橋		—	0.80	○	
山口川	山口川・弘川川合流点	—	0.70	○	二股川	千松停留所前		—	0.60	○	

環境基準

河川（湖沼を除く。）の環境基準は、A A：1 mg/L以下、A：2 mg/L以下、B：3 mg/L以下、C：5 mg/L以下、D：8 mg/L以下、E：10mg/L以下、報告下限値0.5mg/Lです。

3) 事業所等排水の水質検査結果

市では、公共用水域の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法に基づく特定施設を有する事業所等、16事業所の排水の水質検査を実施しています。

排水基準への適合状況は以下のとおりです。

なお、不適合の事業所に対しては、設備の点検、改修や水質検査結果の報告など、改善に向けた指導を行っています。

▶令和7（2025）年度 排出基準適合状況

調査事業所数 A	自主基準※ 適合事業所数 B	自主基準※ 不適合事業所数 C	適合率（%） B/A*100	資料 生活環境課
16	15	1	93.75	

※市・事業者間で締結している環境保全（公害防止）協定で定めた排水基準

4) 水生生物調査

水生生物調査とは、川にすむ指標生物（肉眼で見ることのできる大きさの生物）の生息状況を調べ、その結果から川の水質の状況を知ろうとするもので、岩手県が行っています。

調査結果は「水生生物を指標とした岩手県の河川水質マップ」に活用されています。

このほか、授業等で水生生物調査を行っている学校もあり本報告書「資料編」に記載しています。

▶令和7（2025）年度 実施団体

地域	団体名	調査河川名	調査結果 水質階級	参加者数 延べ	参加者数 合計	団体数
一関	舞川自然クラブ	番台川	Ⅰ	11	160	11
花泉	老松みどりの郷協議会	藤田川	Ⅱ	5		
	かざわっ子クラブ	有馬川	Ⅱ	15		
	特定非営利活動法人 里山自然学校はすみの里	藤田川	Ⅱ	11		
大東	大東小学校	砂鉄川	Ⅰ	24		
	大原小学校	砂鉄川	Ⅰ	18		
	猿沢小学校	猿沢川	Ⅰ	10		
	興田小学校	興田川	Ⅱ	15		
	大東中学校	砂鉄川	Ⅰ	5		
室根	室根町第19区自治会	津谷川	Ⅰ	21		
川崎	川崎小学校	加妻川	Ⅰ	25		

資料 岩手県

参考 指標生物と水質階級

水質 階級	I きれいな水	II ややきれいな水	III きたない水	IV とてもきたない水
指標 生物	カワゲラ類、ヒラタカゲロウ類、ナガレトビケラ類、ヤマトビケラ類、アミカ類、ヨコエビ類、ヘビトンボ、ブユ類、サワガニ、ナミウズムシ	コガタシマトビケラ類、オシマトビケラ、ヒラタドロムシ類、ゲンジボタル、コオニヤンマ、カワナナ類	ミズカマキリ、ミズムシ、タニシ類、シマイシビル	アメリカザリガニ、エラミズ、サカマキガイ、ユスリカ類、チョウバエ類

5) 汚水処理施設の整備状況

家庭から出る生活排水などによる水質汚濁を防止するため、公共下水道の整備を進め、農業集落排水やコミュニティプラントの維持管理を行いました。

また、下水道事業計画区域外にある個人住宅への浄化槽設置件数は、107件でした。

令和7（2025）年度末における市全体の汚水処理人口普及率（行政人口に対する処理が可能な人口の割合）は、前年に比べ1.1%増加の75.1%、水洗化率（処理が可能な人口に対する水洗化人口の割合）は、0.6%増加の92.9%となっています。

解説

▶ 類型環境基準とは

水質には「どのくらいきれいに保つべきか」という基準が必要です。しかし、川ごとに役割が違うので、河川の利用目的等が異なるため、用途に応じた基準が設置されています。そこで、環境省は水域を「用途別」に類型化して、それぞれ基準を決めています。

例：川の用途ごとの基準

AA・A類型 … 水道の原水として使えるレベル（とてもきれい）

B類型 … 水浴や水産養殖に使えるレベル（かなりきれい）

C類型 … 農業用水や工業用水に使えるレベル（生活・産業利用向き）

D類型 … 水環境の保全（最低限のきれいさを確保）

簡単にいうと、「水道水源、水浴、農業用水等河川の用途に応じて目標とする水質の基準を定めたものです」という、「用途に応じた水のきれいさの目標値」を定めたものが類型環境基準です。

▶ BODとは

BOD（生物化学的酸素要求量：Biochemical Oxygen Demand）は、「水の汚れ具合」を示す代表的な指標のひとつです。

<意味>

水の中に有機物（食べ物のカスや生活排水など）があると、微生物がそれを分解します。分解のときに酸素を消費するので、酸素をどのくらい使ったかを測ると水の汚れ具合が分かります。この「使った酸素の量」を数値化したものがBODです。

<数値の見方>

数値が小さい → きれいな水（酸素をほとんど消費しない → 汚れが少ない）

数値が大きい → 汚れた水（酸素をたくさん消費する → 有機物が多い）

イメージ例

山の湧き水 … BOD 1以下（汚濁の程度が非常に低い水）

町の川（比較的にきれい） … BOD 2～3程度

下水処理前の生活排水が入った水路 … BOD 10以上（有機物による汚濁の程度が高

▶ まとめ

類型環境基準 … 「この川や湖はどう使うか」によって、目標とする水質のレベルを決めたもの。

BOD … 水の汚れ（有機物の多さ）を示す指標で、数値が小さいほどきれい。

▶令和7（2025）年度末時点の汚水処理施設整備状況

地域名		一関地域	花巻地域	大東地域	千厩地域	東山地域	室根地域	川崎地域	藤沢地域	市全体
R7年度末行政人口		52,094	11,168	10,925	9,138	5,416	4,143	3,039	6,609	102,532人
公共下水道	事業名	盛井川流域圏連 一関公共下水道	特定環境保全 花巻地区 花巻地区	特定環境保全 公共下水道 大原地区	単独 公共下水道 千厩地区	単独公共下水道 東山地区		特定環境保全公共下水道 川崎地区		
	計画面積	1,840ha	160.9ha	91.0ha	241.5ha	238ha		55ha		
	計画人口	37,830人	3,800人	1,500人	3,200人	2,400人		500人		2,743ha
	計画目標年度	R12(2030)	R12(2030)	R22(2040)	R17(2035)	R22(2040)		R22(2040)		48,830人
	着手年度	S56(1981)	H3(1991)	H6(1994)	H13(2001)	H6(1994)		H11(1989)		
	処理場名	一関浄化センター (岩手県)	花巻クリンセンター	浄化センター	千厩 浄化センター	東山浄化センター		川崎浄化センター		
	供用開始年度	H2(1990)	H7(1995)	H13(2001)	H23(2011)	H13(2001)		H18(2006)		
	概認可面積	1,444.2ha	160.9ha	91.0ha	113.3ha	266.4ha		55.0ha		2,198.7ha
	整備面積	R11	R9	R9	R12	R9		R9		1,972.4ha
	処理面積	1,251.3ha	146.7ha	91.0ha	104.7ha	260.0ha		55.0ha		1,872.4ha
農業集落排水	処理人口	33,556人	3,453人	1,807人	1,804人	3,356人		660人		45,717人
	地区合計	33,556人	3,453人	2,886人	1,804人	3,356人		660人		45,717人
	普及率	64.4%	30.9%	26.4%	19.7%	62.0%		21.7%		44.6%
	水洗化人口	30,742人	2,815人	1,604人	1,185人	3,071人		516人		40,763人
	地区合計	30,742人	2,815人	2,434人	1,185人	3,071人		516人		40,763人
	水洗化率	91.6%	81.5%	84.3%	65.7%	91.5%		78.2%		89.2%
	整備率	68.0%	91.2%	98.1%	43.4%	90.3%		100.0%		71.9%
	地区名	西黒沢地区	原前処理区 白崖処理区 白崖処理区	奥田地区 奥田地区 奥田地区	浄化センター 浄化センター 浄化センター	浄化センター		七日町地区 七日町地区 七日町地区		186ha 7,220人
	計画面積	19ha	27ha	27ha	27ha	27ha		10ha		
	計画人口	830人	1,020人	1,350人	1,350人	1,040人		410人		
浄化槽 (公共・農業 の供用区域 を除く)	事業名	西黒沢地区 農業集落排水施設	クリンセンター クリンセンター クリンセンター	浄化センター 浄化センター 浄化センター	浄化センター 浄化センター 浄化センター	浄化センター		七日町地区 七日町地区 七日町地区		
	計画面積	H14	H11	H13	H17	H13		H11		
	計画人口	654人	491人	438人	487人	487人		185人		3,254人
	地域合計	654人	491人	438人	487人	487人		509人		3,254人
	普及率	1.3%	10.7%	8.5%				7.7%		3.2%
	水洗化人口	573人	392人	364人	422人			180人		2,773人
	地区合計	573人	392人	786人				465人		2,773人
	水洗化率	87.6%	79.3%	85.0%				91.4%		84.4%
	事業名	個人設置型	個人設置型	個人設置型	個人設置型	個人設置型		個人設置型		
	計画人口	9,912人	3,794人	2,395人	3,255人	843人		3,007人		28,032人
合計	地区合計	9,912人	3,794人	2,395人	3,255人	843人		3,007人		28,032人
	普及率	19.0%	34.0%	21.9%	36.1%	15.6%		22.9%		27.3%
	水洗化人口	9,912人	3,794人	2,395人	3,255人	843人		3,007人		28,032人
	地区合計	9,912人	3,794人	2,395人	3,255人	843人		3,007人		28,032人
	処理人口	44,122人	8,443人	7,360人	5,099人	4,581人		3,516人		77,033人
	普及率	84.7%	75.6%	67.4%	55.8%	84.6%		53.2%		75.1%
	水洗化人口A	41,227人	7,558人	6,767人	4,480人	4,296人		3,472人		71,568人
	水洗化率	93.4%	89.5%	91.8%	87.9%	93.8%		92.6%		92.8%
	公共・農集の 供用区域の 浄化槽人口	1,711人	50人	28人	169人	116人		36人		2,110人
	水洗化人口合計C A+B	42,938人	7,608人	6,795人	4,649人	4,412人		3,472人		73,678人
参考	水洗化人口割合	82.4%	68.1%	62.2%	50.9%	81.5%		60.6%		71.9%
	単独処理浄化槽 人口	77人	19人	32人	107人	21人		12人		302人

注：※ 公共下水道及び農業集落排水の「処理人口」は、水洗化の青欄に開示せず。現在、水洗化することが可能な人口である。
 ※ 「水洗化人口割合」は、公共下水道及び農業集落排水の供用開地区域内の浄化槽人口を含む。
 ※ 「水洗化人口割合」は、県への報告数値とあわせて。
 ※ 「浄化槽」は、し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」及び「農業集落排水浄化槽」は、含んでいない。

2 大気

1) 一般環境大気、自動車排出ガスの測定結果【測定機関 岩手県】

県では、一般環境大気、自動車排出ガスの測定局を竹山町（一関地区合同庁舎内）と山目字三反田（一関土木センター格納庫内）にそれぞれ設置し、常時監視を行っています。

各項目の年平均値はほぼ横ばいで推移しており、おおむね良好な大気環境が維持されています。

光化学オキシダントが環境基準を超過した時間がありましたが、人の健康被害を防止するための注意報・注意喚起の発令には至っていません。

基準超過の要因としては、自然的要因や大陸からの広域移流による影響等によるものと推定されますが、全国平均と比較すると低い数値となっています。

なお、令和7（2025）年度実績は、令和8年7月現在未公表のため、令和6（2024）年度実績までを掲載します。

市内の測定局における測定結果は、以下のとおりです。

（1）一般環境大気測定結果（竹山町）

区分	平均			環境基準	環境基準達成状況	県内測定局平均 R6（2024）	全国平均 R6（2024）
	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)				
二酸化硫黄 (SO ₂)[ppm]	0.000	0.000	0.000	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ、 1時間値が0.1ppm以下	○	0.000	0.001
浮遊粒子状物質 (SPM) [mg/m ³]	0.010	0.011	0.010	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下、かつ、 1時間値が0.20mg/m ³ 以下	○	0.011	0.013
光化学オキシダント (OX) [ppm]	0.031	0.031	0.032	1時間値が0.06ppm以下	× ※	0.034	0.047
微小粒子状物質 (PM _{2.5})[μg/m ³]	7.1	6.5	6.5	1年平均値が15μg/m ³ 以下、かつ、 1日平均値が35μg/m ³ 以下	○	6.0	8.4

※ 1年間のうち環境基準を超過した時間数：104（1年間のうち環境基準を超過した割合：2.08％）

（2）自動車排出ガス測定結果（山目字三反田）

区分	平均			環境基準	環境基準達成状況	県内測定局平均 R6（2024）	全国平均 R6（2024）
	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)				
二酸化窒素 (NO ₂) [ppm]	0.008	0.007	0.006	1時間値の1日平均値が 0.04ppm～0.06ppmまでの ゾーン内又はそれ以下	○	0.006	0.012
浮遊粒子状物質 (SPM) [mg/m ³]	0.009	0.011	0.010	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下、かつ、 1時間値が0.20mg/m ³ 以下	○	0.011	0.011
微小粒子状物質 (PM _{2.5})[μg/m ³]	6.7	7.0	7.9	1年平均値が15μg/m ³ 以下、かつ、 1日平均値が35μg/m ³ 以下	○	8.8	8.9

(3) 有害大気汚染物質測定結果（山目字三反田）

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

区分	平均			環境基準	環境基準達成状況	県内測定局平均 R6（2024）	全国平均 R6（2024）
	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)				
ベンゼン	0.29	0.40	0.36	3 以下	○	0.33	0.68
トリクロロエチレン	0.028	0.011	0.016	130 以下	○	0.016	1.000
テトラクロロエチレン	0.010	0.013	0.014	200 以下	○	0.013	0.070
ジクロロメタン	0.38	0.38	0.52	150 以下	○	1.9	1.3

2) 降下ばいじん測定結果【測定機関 一関市】

降下ばいじんとは、大気中に排出されたばいじんや風により地表から舞い上がった粉じんなどのうち、比較的粒径が大きく重いために降下するもの、あるいは雨や雪などに取り込まれて降下するものをいいます。

市では、降下ばいじん量の多い、東山地域の滝ノ沢、野平地区の2か所で降下ばいじん測定を実施しています。

▶ 令和7（2025）年度 測定結果（デポジットゲージ回収方式）

単位： $\text{t}/\text{km}^2 \cdot 30\text{日}$

調査箇所	4月		6月		8月		10月		12月		2月	
	量	pH	量	pH	量	pH	量	pH	量	pH	量	pH
滝ノ沢	1.5	7.2	1.5	6.9	0.5	7.4	0.4	7.3	0.4	6.5	0.9	6.5
野平	1.6	1.0	2.3	6.5	0.5	7.4	0.2	7.0	0.1	6.3	1.2	6.3

降下ばいじんについては環境基準が設定されていませんが、汚染の目安（ $\text{t}/\text{km}^2 \cdot 30\text{日}$ ）は以下のとおりです。

（※ $\text{t}/\text{km}^2 \cdot 30\text{日}$ とは、 1km^2 に30日間に降下したばいじんの量を表す。）

10未満：軽度、10以上～20未満：中程度、20以上～30未満：やや高度、30以上：高度

3 騒音

1) 環境騒音

市では、騒音規制法に基づく規制地域（都市計画区域）等の環境騒音を測定しています。
令和 7（2025）年度の測定結果では、規制地域内の全ての地点で基準に適合しています。

（1）環境騒音測定結果

単位：dB

番号	地域	観測地点	類型	環境基準		R 6（2024）		R 7（2025）	
				昼	夜	昼	夜	昼	夜
1	一関	旭町地内（大安寺橋付近）	C	65	60	49	39	50	38
2		大手町地内（文化センター）	C	65	60	61	50	60	58
3		大町地内（なのはなプラザ駐車場）	C	65	60	48	43	46	44
4		関が丘地内（関が丘中央公園）	A	55	45	41	35	43	38
5		竹山町地内（市役所）	C	65	60	63	56	63	55
6		末広二丁目地内（幸町児童公園）	B	55	45	44	38	48	36
7		山目字才天地内	A	70	45	41	43	44	42
8		山目町二丁目地内（中里市民センター）	特例	70	65	66	57	66	61
9		前堀地内（前堀浄水場）	特例	70	65	66	54	66	56
10		三関字桜町地内（サン・アビリティーズ）	B	65	60	60	53	62	41
11		萩荘字高梨北方地内	A	60	55	51	40	52	35
12	千厩	千厩字北方地内（千厩支所）	B	55	45	47	42	46	32
13		千厩字町裏地内（農村勤労福祉センター）	B	65	60	62	51	58	49
14	東山	長坂字西本町地内（東山支所）	B	55	45	53	35	59	34
15		長坂字町地内（東山大橋付近）	特例	70	65	67	64	65	57

類型

A 類型：専ら住居の用に供される地域 B 類型：主として住居の用に供される地域

C 類型：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

特 例：幹線交通を担う道路に近接する空間

（2）環境基準適合状況

区分		R 6（2024）		R 7（2025）	
		昼間	夜間	昼間	夜間
A 類型	測定地点数	3	3	3	3
	達成率	100%	100%	100%	100%
B 類型	測定地点数	5	5	5	5
	達成率	100%	100%	100%	100%
C 類型	測定地点数	4	4	4	4
	達成率	100%	100%	100%	100%
特例	測定地点数	3	3	3	3
	達成率	100%	100%	100%	100%

規制地域外（環境基準が適用されない地域）の地点は含めていない

2) 自動車騒音常時監視に係る評価

面的評価とは、道路を一定区間ごとに区切り評価区間を設定し、評価区間内を代表する1地点で等価騒音レベルの測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から50メートルの範囲内にある、全ての住居等について、等価騒音レベルを推計し、環境基準を達成する戸数と割合を把握するものです。

環境省の通知（「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」）に基づき、市内の道路を5か年計画で評価しています。

令和7（2025）年度は、31区間において騒音測定及び評価を実施し、周辺住宅へ与える影響について評価を行った結果、2戸を除き昼間・夜間とも基準を満たしている状況でした。

なお、評価結果は、道路管理者への騒音対策要望活動の基本資料として活用します。

▶ 自動車騒音常時監視評価結果

路線名	評価区間の 始点	評価区間の 終点	延長 (km)	評価対象 住居等戸 数	昼間・夜 間とも基 準値以下	昼間のみ 基準値以 下	夜間のみ 基準値以 下	昼間・夜 間とも基 準値超過
東北自動車道	萩荘	赤荻	2.0	79	79	0	0	0
	赤荻	赤荻	0.2	20	20	0	0	0
	赤荻	赤荻	0.3	40	40	0	0	0
一般国道4号	萩荘	萩荘	1.1	142	142	0	0	0
	萩荘	山目	0.7	65	65	0	0	0
	山目	山目	1.1	81	79	0	0	2
	山目	山目	0.1	6	6	0	0	0
一般国道284号	千厩町千厩	千厩町千厩	2.0	182	182	0	0	0
	千厩町千厩	千厩町千厩	1.2	22	22	0	0	0
	字機織山	宮坂町	1.0	110	110	0	0	0
	新大町	幸町	1.7	497	497	0	0	0
	幸町	萩荘	1.4	226	226	0	0	0
一般国道342号	赤荻	赤荻	1.2	37	37	0	0	0
	赤荻	山目	1.3	75	75	0	0	0
	山目	山目	0.3	87	87	0	0	0
	宮坂町	南町	1.0	269	269	0	0	0
一般国道456号	千厩町千厩	千厩町千厩	1.8	262	262	0	0	0
	千厩町千厩	千厩町千厩	0.7	42	42	0	0	0
一般国道457号	萩荘	萩荘	0.6	66	66	0	0	0
主要地方道一関停車場線	駅前	新大町	0.1	57	57	0	0	0
主要地方道一関北上線	山目	中央町2丁目	0.9	111	111	0	0	0
	中央町2丁目	町浦	1.4	367	367	0	0	0
主要地方道一関大東線	中央町2丁目	狐禅寺	2.8	215	215	0	0	0
	東山町松川	東山町長坂	4.7	121	121	0	0	0
一般県道前沢東山線	東山町長坂	東山町長坂	1.9	181	181	0	0	0
一般県道山目停車場線	山目町3丁目	山目町3丁目	0.1	10	10	0	0	0

路線名	評価区間の 始点	評価区間の 終点	延長 (km)	評価対象 住居等戸 数	昼間・夜 間とも基 準値以下	昼間のみ 基準値以 下	夜間のみ 基準値以 下	昼間・夜 間とも基 準値超過
一般県道長坂東稲前前沢線	東山町長坂	東山町長坂	1.4	49	49	0	0	0
一般県道一関平泉線	大町 1	中央町 2 丁目	1.6	296	296	0	0	0
	山目町 1 丁目	新町	1.4	240	240	0	0	0
一般県道松川千厩線	千厩町千厩	千厩町千厩	0.5	27	27	0	0	0
一般県道東山薄衣線	東山町松川	東山町松川	1.0	22	22	0	0	0
小計			—	4,004	4,002	0	0	2
路線の重複			—	△ 187	△ 187	0	—	0
合計			37.5	4,191	4,189	0	0	2
					99.95%	0.00%	0.00%	0.05%

3) 高速交通対策の状況

高速道路（東北縦貫自動車道）の騒音は、防音壁の設置等により環境基準を大きく超過することはなくなりました。

一方、新幹線走行に係る騒音は、環境基準を超過している測定地点がありました。

市では、これらの結果に基づき、岩手県高速交通公害対策連絡協議会を通じ、東日本高速道路株式会社及び東日本旅客鉄道株式会社に対し対策を求めています。

(1) 高速道騒音測定結果

番号	調査地点		地域の 類型	要請限度 (dB)		等価騒音レベル (dB)	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	赤荻字松ノ木地内	高速東側	特例	75	70	53	49
2		高速西側	—	—	—	61	59
3	赤荻字上谷地地内	高速東側	A	70	65	52	48
4	赤荻字松ノ木地内	高速西側	—	—	—	55	51
5	赤荻字口袋地内	高速東側	—	—	—	53	49
6	萩荘字境ノ神地内	高速西側	—	—	—	57	51
7	萩荘字西田地内	高速東側	—	—	—	56	52
8	赤荻字宮田地内	高速西側	—	—	—	56	53
9	赤荻字月町地内	高速東側	特例	75	70	57	53
10		高速西側	特例	75	70	60	55

(2) 新幹線騒音測定地点

番号	測定地点	軌道中心からの距離	キロ程	構造	用途地域	環境基準
1	一関中学校西側	上り25.0m	404.4	盛土	未指定	Ⅱ
2	北豊隆	上り25.0m	406.9	高架橋	住居地域	Ⅰ
3	一関トンネル南口	下り25.0m	412.1	高架橋	未指定	Ⅱ

▶測定結果

単位：dB

番号	測定地点	項目	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)
1	一関中学校西側	騒音レベル	76	76	76
		環境基準	75以下		
		速度 (km/h)	307	311	308
		適否	×	×	×
2	北豊隆	騒音レベル	72	70	71
		環境基準	70以下		
		速度 (km/h)	295	311	306
		適否	×	○	×
3	一関トンネル南口	騒音レベル	78	76	77
		環境基準	75以下		
		速度 (km/h)	308	273	315
		適否	×	×	×

4 振動

市では、振動規制法に基づく規制地域（都市計画区域）内の道路交通振動を測定しています。
令和7（2025）年度の測定結果では、全ての地点で要請基準を下回っています。

単位：dB

番号	地域	測定地点	区域	要請基準		R 6 (2024)		R 7 (2025)	
				昼	夜	昼	夜	昼	夜
1	一関	市役所前	第2種	70	65	<25	<25	<25	<25
2		JAファーマーズいわて 平泉前	第1種	65	60	38	34	41	35
3		高梨交差点	第1種	65	60	32	<25	32	<25
4		大槻交差点	第2種	70	65	53	46	55	44
5		中里市民センター前	第2種	70	65	44	38	44	37
6		釣山下	第1種	65	60	37	29	39	28
7		三関字小沢	第1種	65	60	35	27	39	35
8	千厩	JAいわて平泉 千厩支店	第2種	70	65	40	32	46	35
9	東山	東山大橋	第1種	65	60	32	<25	32	<25

資料 生活環境課

5 環境保全協定（公害防止協定）

市では、市内で事業活動を行う事業者との間で、その事業活動に伴って生じる環境汚染などを未然に防止するために事業者が講ずべき措置について、市と事業者相互の合意により取り決め、「環境保全協定（公害防止協定）」を締結しています。

従来の「公害防止協定」は公害の未然防止を主な目的としていましたが、現在では、地球環境の保全に向けて事業所が社会的・地域的役割を積極的に果たすといった内容も取り入れられ、「環境保全協定」として締結されています。

令和7（2025）年度末現在169件の協定が締結されていますが、市民の健康で安全な生活の確保に寄与する取組として、各事業所の理解と協力を得ながら締結を進めます。

6 環境に関する苦情

市には環境に関する様々な苦情が寄せられており、令和7（2025）年度は81件の苦情を取り扱いました。

不法投棄に対する苦情が最も多く、ごみ問題対策巡視員、警察などと連携しながら啓発活動などの取組を進める必要があります。そのほかには、灯油タンクなどからの油漏れによる水質汚濁に対する苦情などが寄せられています。内訳は以下のとおりです。

区分	主な内容	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)
大気汚染	一般家庭・事業所における廃棄物焼却、野外焼却	3	0	0
水質汚濁	河川・水路等の水の汚れ、家庭用灯油タンクや交通事故等による車両からの油漏れ	8	15	2
土壌汚染	灯油タンクや交通事故等による車両からの油漏れ	0	0	1
騒音	住宅や事業活動に伴って発生する騒音	7	7	2
振動	事業活動、交通機関の運行等に伴って発生する振動	0	0	0
悪臭	工場や農業等の事業活動に伴って発生する悪臭	9	16	7
不法投棄	廃棄物の投棄	84	101	69
その他	動物の飼い方、害虫の発生、土地の管理、汚水処理	12	8	0
合計		123	147	81

資料 生活環境課

7 放射線

平成23（2011）年の東北地方太平洋沖地震により発生した原子力発電所事故は、広範囲に放射性物質を拡散させ、市内においても空間放射線量率の高い箇所が確認されました。

市では、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染実施計画を策定し、除染作業等の取組を進めたほか、空間放射線量の測定や、学校給食食材・農林産物の放射性物質濃度の測定を行ってきました。

1）空間放射線量の推移

市内における空間放射線量は、測定を開始した平成23年6月に比べ、平均で78%低減しています。

単位：マイクロシーベルト/時間

測定場所	H23 年 6 月	R 5 年 2 月	R 6 年 2 月	R 7 年 2 月	R 8 年 2 月	H23年 6 月 比 (%)
一関市役所	0.17	0.05	0.05	0.05	0.06	▲ 65
花泉支所	0.24	0.05	0.04	0.04	0.06	▲ 75
大東支所	0.19	0.05	0.05	0.05	0.04	▲ 79
千厩支所	0.24	0.06	0.07	0.06	0.05	▲ 79
東山支所	0.24	0.06	0.06	0.05	0.05	▲ 79
室根支所	0.34	0.05	0.05	0.05	0.06	▲ 82
川崎支所	0.25	0.05	0.05	0.05	0.03	▲ 88
藤沢支所	0.22	0.05	0.05	0.05	0.04	▲ 82

資料 岩手県

2）教育施設等の空間放射線量の測定（令和7（2025）年度）

市立小中学校及び私立を含む幼稚園・保育園・こども園等（105施設）の空間放射線量の測定を行った結果、校庭・園庭において、除染の実施基準である毎時0.23マイクロシーベルトを超える施設はありませんでした。

（最高：毎時0.07マイクロシーベルト、平均：毎時0.04マイクロシーベルト）

3）農林産物の放射性物質濃度の測定（令和7（2025）年度）

産直等での販売を目的として生産又は採取された農林産物について、139検体の放射性物質濃度測定を実施したところ、基準値を超えたものではありませんでした。

▶ 放射性セシウムの国の基準値

食品群	基準値（単位：ベクレル/kg）
一般食品	100
乳幼児食品	50
牛乳	50
飲料水	10

8 森林整備

市内では、造林・保育事業として、地ごしらえ・植栽 42.97ha、下刈111.66ha、枝打ち2.20ha、除伐 2.20ha、間伐281.67haが実施されました。（間伐はR 6（2024）年度実績）

また、松くい虫の繁殖源を除去し、健全な松林の育成・保全を図るため、被害木等の伐採除去を行っています。令和 7（2025）年度の駆除量は431.75m³でした。

なお、森林愛護団体数は 3 団体となっており、各団体の活動は資料編に掲載しています。

1) いわいの森わくわくフェスタ

「いわいの森わくわくフェスタ」が10月 4 日、一関健康の森で開催され、一関地方の森林・林業・木材産業に関わる関係団体を対象に出店者を募集し、体験型ワークスペースや木材・林業に関する展示・販売などが行われました。

来場者が自由に各ブースを巡りながら、森林や木材、林業に親しみ、興味・関心を深める機会を提供するとともに、関係者相互の交流が図られました。

2) 森は海の恋人植樹祭（室根地域）

6 月 1 日に「第37回森は海の恋人植樹祭」が矢越山「ひこばえの森」で開催されました。約700 人の参加者により、コナラやアズサ、ブナ等の広葉樹約1,100本が50アールの植樹地に植えられました。

3) 盛岡市立下橋中学校植樹体験受け入れ（室根地域）

森は海の恋人植樹祭の会場となっている矢越山において、7月 3 日、下橋中学校 3 年生62名が広葉樹の植樹と、前年度植栽箇所の下刈りを行いました。

基本方針3 資源が効果的に循環する地域社会づくり

1 廃棄物の収集・処理の状況

令和 7（2025）年度実績は、令和 8 年 7 月現在未公表のため、令和 6（2024）年度実績を報告します。

一人 1 日当たりの廃棄物排出量は809 g となり、前年度から12 g 減少しました。

また、リサイクル率は16.3%で、前年度から0.3ポイント減少しました。

総排出量と一人 1 日当たりの排出量は減少したものの、国と比較して、リサイクル率は低い状態が続いています。廃棄物減量に向けたさらなる取組が必要です。

<参考 一般廃棄物処理事業実態調査から>

一人 1 日当たりの廃棄物排出量（令和 6 年度）：国 839g/(人・日)、岩手県866 g/(人・日)

リサイクル率（令和 6 年度）：国 19.3%、岩手県16.3%

▶直近 3 年の廃棄物の収集・処理の状況

年度	人口（人） 10/1時点 ①	総排出量 (t) ②	内 訳			一人1日 当たりの 排出量 (g) ※ 1	資源化量 (t) ③	リサイク ル率 (%) ※ 2
			生活系	事業系	集団回収			
			(t)	(t)	(t)			
R 4 (2022)	110,176	33,438	23,753	8,221	1,464	831	5,662	16.9
R 5 (2023)	107,930	32,349	22,754	8,240	1,355	821	5,362	16.6
R 6 (2024)	105,947	31,274	22,119	7,851	1,304	807	5,107	16.3

※ 1 ②÷①÷365×1,000,000 （令和 5 年度は366）

資料 生活環境課

※ 2 ③÷②×100

出典 （環境省、岩手県）一般廃棄物処理事業実態調査

2 有価物集団回収の状況

資源リサイクル事業を推進するため、有価物の集団回収を実施した団体に対し報償金を交付しており、令和 7（2025）年度は598万円を交付しました。

今後多くの団体に取り組むよう普及啓発を図っていきます。

▶直近 3 年の実績

年度	金属類 (t)	古紙類 (t)	ビン類 (本)	ペットボトル (t)	交付団体	延べ交付 団体数	報償金単価 金属・古紙類・ペットボトル 5 円/kg ビン類 4 円/本
R 5 (2023)	99.4	1,182.5	8,036	41.2	291	888	
R 6 (2024)	96.3	1,113.1	7,417	42.7	297	850	
R 7 (2025)	98.0	1,049.1	6,496	43.5	290	858	

資料 生活環境課

3 生ごみ減量機器購入補助の状況

市では、生ごみ減量機器の購入に対して補助金を交付し、生ごみの減量に努めています。

令和2年度からは種類ごとの補助金額を増額しており、今後さらに普及促進を図るため、関係団体と連携した講習会等の開催や広報等による周知を図っていきます。

▶直近3年の実績

年度	種類 (単位：台)				合計	補助金額 購入金額の1/2以内とし、各 種類に上限額あり。 電動式生ごみ処理機 3万円 手動式生ごみ処理機 1万円 設置型コンポスト 3千円 密閉型コンポスト 2千円 資料 生活環境課
	電動式生ごみ 処理機	手動式生ごみ 処理機	設置型 コンポスト	密閉型 コンポスト		
R 5 (2023)	62	0	18	3	83	
R 6 (2024)	63	0	21	6	90	
R 7 (2025)	53	0	14	2	69	

4 食品ロス削減に向けた取組

平成29(2017)年度から、宴会や会食での食べ残しを減らすため、最初の30分間と最後の10分間は席を立たずに料理を楽しむ「30・10(さんまる・いちまる)運動」を推進しています。

この運動に賛同いただいた飲食店や宿泊施設を、市が「残さず食べよう!30・10運動協力店」として認定しています。協力店では、ポスターの掲示や啓発物品による普及啓発のほか、「小盛りメニューの導入」や「持ち帰り希望者への対応」などを実施しているところもあります。

令和2(2020)年度からは岩手県の「もったいない・いわて☆食べきり協力店」と連携した取組を行っており、令和7(2025)年度末時点での市内の認定協力店は41店舗となっています。

5 使用済小型家電回収・古着回収の状況

1) 使用済小型家電回収

携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電には、貴重な金、銀、レアメタルなどの有用金属が多く含まれています。小型家電を回収し再資源化することで、資源の有効活用が図られます。

一関地区広域行政組合では、平成26(2014)年1月から使用済小型家電を回収しています。

市民センター等の公共施設43か所に回収ボックスを設置しているほか、清掃センターにおいて、各家庭から不燃物として排出されたものから、対象となる小型家電を選別(ピックアップ)して回収を行っています。

市では毎年度、9月から11月にかけて各地域においてイベント回収を実施しています。



『使用済小型家電回収ボックス』

▶直近3年の実績

単位：t

年度	ボックス	ピックアップ	イベント	合計
R 4 (2022)	8.31	26.06	7.10	41.47
R 5 (2023)	8.45	26.78	4.87	40.10
R 6 (2024)	9.51	34.06	9.34	52.91

資料 一関地区広域行政組合、生活環境課
出典 (ボックス回収、ピックアップ回収)
(環境省、岩手県)一般廃棄物処理事業
実態調査

2) 古着回収

資源の有効活用と焼却廃棄物の減量化のため、家庭で不要になった古着の回収を各地域で実施しています。回収したものは海外に届けられ、衣類や雑貨として再利用されます。また、再利用できないものはウエスにリサイクルされます。

▶ 直近3年の実績

年度	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)
回収量 (t)	19.8	36.1	34.1

資料 生活環境課



3) 製品プラスチック回収

家庭から排出される使用済プラスチック使用製品廃棄物（プラスチックごみ）の再商品化に取り組もうとする事業者に対し、実証事業に要する経費の一部を補助する岩手県事業に、ニッコー・ファインメック株式会社（千厩町）が採択されました。

本事業には一関市及び一関地区広域行政組合が連携して取り組みました。

年度	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)
回収量 (t)	22.1	22.7	24.5

資料 一関地区広域行政組合、生活環境課

6 ごみ問題対策巡視員の取組

廃棄物の排出の抑制、適正な分別及び再生利用を促進するため、各公衆衛生組合からごみ問題対策巡視員454人が選任され、集積所に排出される廃棄物の分別状況の巡視や、不法投棄の通報等の取組を行っています。

7 不法投棄の状況

不法投棄をなくすため、看板の設置などによる啓発活動を行うとともに、各地域の公衆衛生組合などが環境衛生パトロールを実施し、不法投棄廃棄物の回収を行っています。また、監視カメラを設置し、監視を強化しています。

今後も、粗大ごみ等の処理方法や不法投棄は犯罪であることの周知、ごみ問題対策巡視員などによる巡視を継続し、不法投棄の抑止を図っていきます。

▶ 直近3年の搬入量

年度	各清掃センターへの搬入量 (t)			家電リサイクル法対象不法投棄物 (台数)			
	一関	大東	合計	テレビ	冷蔵庫 冷凍庫	洗濯機	エアコン
R 5 (2023)	1.46	2.76	4.22	27	7	8	0
R 6 (2024)	3.14	2.47	5.61	19	6	8	1
R 7 (2025)	2.73	2.02	4.75	16	3	4	1

資料 一関地区広域行政組合、生活環境課

8 ポイ捨て防止条例

たばこの吸い殻、空き缶等の散乱の防止など、市、市民及び事業者の協働によるポイ捨てなどのないきれいなまちづくりを推進し、快適な生活環境を確保することを目的として、平成19（2007）年6月1日に「一関市ポイ捨てのないきれいなまちづくり条例」が施行されました。

条例の趣旨を広く市民にアピールするため、市職員等による率先活動として、毎年5月下旬から6月上旬にかけて庁舎周辺などでポイ捨てごみの清掃活動を行っています。

このほか、監視カメラ、看板などによりポイ捨てや不法投棄の防止を呼びかけています。

基本方針 4 住みつけたい、訪れたい魅力ある環境づくり

1 景観形成に関する取組

市では、良好な景観まちづくりの推進を目的として、景観づくりに寄与する自主的な活動を行っている」と認められる団体を景観まちづくり（むらづくり）団体として認定しており、現在、4 団体が認定されています。

▶一関市景観まちづくり（本寺地区景観むらづくり）団体

番号	団体名	景観計画	認定年月日
1	本寺地区地域づくり推進協議会	本寺地区	H19.11.30
2	(社)岩手県建築士会一関支部	一関市	H24.1.19
3	かやぶき民家を残す会		H24.3.8
4	NPO一関のなかなか遺産を考える会		H26.7.25

資料 都市整備課

2 公園緑地の整備状況

市では、市民の憩いの場、自然に親しむ場として、公園緑地の整備を行っています。

▶公園緑地整備状況 令和 7（2025）年度実績

単位：ha

区分	街区公園	近隣公園	地区公園	都市緑地	運動公園	総合公園	風致公園	市公園等	総数
公園数	73	5	2	4	1	3	1	26	115
（前年度比）	1	0	0	0	0	0	0	0	1
面積	11.0	5.3	9.4	34.5	21.2	66.7	1.1	34.2	183.3
（前年度比）	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0

端数処理により合計と内訳が一致しない場合があります。

資料 都市整備課

3 空き家対策の状況

空き家の増加は、周辺の生活環境や景観の悪化、地域の魅力の低下などにつながることから、今後の地域づくりを進めていく上で、重要な課題となっています。

市では平成25（2013）年度から、活用可能な空き家の有効利用を図るため「空き家バンク制度」を実施しており、令和 7（2025）年度は、空き家バンクへの登録が28件、成約が21件ありました。

空き家等に関する相談については、窓口や電話での相談対応のほか、専門家による相談会を 3 回開催し、173件の相談を受けました。

また、市職員が地域の市民センターなどに出向き、空き家の相続や活用に関する説明を行うセミナーを 7 回開催しました。

基本方針 5 環境を考え、行動する人づくり、組織づくり

1 環境教育事業

地球温暖化や身近な自然の減少など、現在の環境問題を解決し、持続可能な社会を築いていくためには、行政のみならず、市民、事業者、民間団体が積極的に環境保全活動に取り組む必要があります。

令和 7（2025）年度に実施した環境教育事業は、以下のとおりです。

このほか、市や民間団体などが実施した事業は本報告書「資料編」をご参照ください。

事業名	内容	対象	参加者数	主催
エコ体験教室	パナソニックエレクトリックワークス株式会社による、エネルギー創・蓄・省の講義およびソーラーハウス工作	小学校 4 ～ 6 年生の児童、保護者	親子18組39人	生活環境課（一関市）
親子リサイクル体験教室	使用済み小型家電リサイクルを行う市内事業所の見学と、回収されたゲーム機を分解して貴金属の使用箇所を調べる		親子11組22人	一関工業高等専門学校 共催：ニッコー・ファインメック(株)、一関市
自然観察会	散策しながらの自然観察及びいちのせき健康の森の職員や県環境アドバイザーによる解説（7回開催）	全ての方	延べ123人	いちのせき健康の森（一関市）

資料 生活環境課、いちのせき健康の森



エコ体験教室



親子リサイクル体験教室



自然観察会

2 小中学校での環境に関する取組

各小中学校では、総合的な学習の時間などを利用し、環境学習や児童会・生徒会を中心とした環境保全活動などに取り組んでいます。

令和 7（2025）年度に実施した取組は、本報告書「資料編」をご参照ください。

3 花いっぱい運動

個人、職場、地域などで取り組む「花いっぱい運動」は、地域の景観向上や景観に対する意識啓発に大きく寄与しています。

▶花いっぱいコンクール 令和7（2025）年度実績

部門	部	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
大規模花壇	地域	8	5	7	6	7	5	1	7	46
	学校・企業	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	個人	0	0	2	0	0	2	0	1	5
	小計	8	6	9	6	7	7	1	8	52
一般花壇	地域	7	7	11	7	6	10	5	11	64
	学校・企業	3	2	2	0	0	3	0	3	13
	個人	1	1	2	1	0	5	0	1	11
	小計	11	10	15	8	6	18	5	15	88
プランター		4	0	1	0	1	1	0	0	7
チャレンジ	地域	1	1	1	1	0	0	0	4	8
	学校・企業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	個人	1	0	1	1	0	1	0	0	4
	小計	2	1	2	2	0	1	0	4	12
合計		25	17	27	16	14	27	6	27	159

資料 まちづくり推進課

4 公衆衛生組合連合会の取組

春（4月）と秋（10月）の一斉清掃は、各地域の公衆衛生組合連合会が中心となって、市内全域で実施されました。参加人数は39,401人でした。

このほかにも、各地域の公衆衛生組合連合会において、清掃活動や環境パトロールなどが実施されました。

5 アドプト（養子縁組）協定の締結

市では、自治会や企業等の10団体とアドプト協定を締結し、身近な道路、公園などの保守管理を行っています。

地域	里親（活動団体）	養子（活動施設等）	締結年月日
千厩	天ヶ森自治会	市道広域千厩線	H18.3.8
	花貫自治会		H18.11.30
	南小梨自治会		H18.11.30
	ニッコー・ファインメック(株)	千厩おくたま親水公園	H19.9.8
一関	三光化成(株)東北事業所	市道沖線	H21.3.6
	南沢部落自治会	市道萩荘南沢線	H22.3.19
川崎	新町会	諏訪前地区児童公園、市道薄衣町裏線ほか	H27.12.4
川崎	高成自治会	高成児童公園、市道高成線ほか	H27.12.4
花泉	(株)舞石組、照盛・小沼環境保全会	市道舘ヶ崎線	H29.9.11
一関	中里7民区自治会	市道後沢田線	R1.6.5

資料 生活環境課

「環境基本計画」指標の達成状況

下表は、現状値と達成目標値を比較し、施策の進捗を示しています。

「環境基本計画」に掲げている指標の多くが、「一関市総合計画後期基本計画」の指標と同値であるため、「一関市総合計画後期基本計画」の目標年度である令和7年度を達成年度としています。

達成状況 27 項目中 11 項目で 目標を達成しています

基本方針 1

番号	指標項目	単位	当初	現状	目標	達成率	目標設定	担当課
			R 1	R7	R 7	%		
1	太陽光発電設備導入件数（10kW未満）	件	2,864	3,745 (R 7 年 12月末)	3,260	114.9	市町村別認定・導入量データから計算	生活環境課
2	二酸化炭素排出量	tCO2/年	944,000 (H29)	765,000 (R 5)	848,520	110.9	自治体排出量カルテから国の中間目標（46%減）を計算	生活環境課

基本方針 2

番号	指標項目	単位	当初	現状	目標	達成率	目標設定	担当課
			R 1	R 7	R 7	%		
3	環境基準の類型指定河川における基準値未達成河川数（BOD値）	河川	0	2	0	97.5	すべての類型指定河川で水質基準（BOD値）の達成を維持する	生活環境課
4	環境保全協定締結件数	件	169	169	187	90.4	18件増	生活環境課
5	1人当たりの公園面積	m ² /人	16.1	21.0	17.1	122.8	人口減少を踏まえ現状維持	都市整備課
6	1日当たりの一ノ関駅乗車数	人/日	4,312	公表時期未定	2,600	—	感染症の影響を踏まえ現状のおおむね60%以上増	まちづくり推進課
7	拠点駅を結ぶ路線バスの乗車人数	人/年	181,801	112,508	163,000	69.0	感染症の影響を踏まえ現状のおおむね90%以上増	まちづくり推進課
8	市営バス、廃止路線代替バス、デマンド乗合タクシーの利用率	%/年	118.82	142.79	101.00	141.4	感染症の影響を踏まえ現状のおおむね85%以上増	まちづくり推進課
9	污水处理人口普及率	%	67.4	75.1	76.4	98.3	9ポイント増	下水道課
10	間伐実施面積	ha/年	213	281.67 (R 6)	600	46.9	1,008ha/年（県が設置した一関市の目標）の約60%	林政推進課
11	再造林率	%/年	18.6	34.4	30.0	114.7	民有林（人工林）の皆伐面積に対し3割の再造林	林政推進課
12	燃料用木材生産量	BDt/年	30	66	98	67.3	68BDt増	林政推進課
13	水生生物調査参加者数	人	309	160	370	43.2	20%増	生活環境課
14	森林愛護少年団活動参加者数	人/年	2,382	311	2,382	13.1	現状維持	林政推進課

基本方針 3

番号	指標項目	単位	当初	現状	目標	達成率	目標設定	担当課
			R 1	R 7	R 7	%		
15	1人1日当たりの排出量（一般廃棄物）	g / 日	830	809 (R6)	808	99.9	808g/日 一関地区広域行政組合作成の循環型社会形成推進地域計画の目標値	生活環境課
16	リサイクル率（一般廃棄物）	%	16.0	16.3 (R6)	17.1	95.3	1.1ポイント増 一関地区広域行政組合作成の循環型社会形成推進地域計画の目標値	生活環境課
17	古着資源化量	t	23.5	34.1	25.8	132.2	10%増	生活環境課
18	使用済小型家電資源化量	t	48.1	52.9 (R6)	52.9	102.1	10%増	生活環境課
19	有価物集団回収参加団体数	団体	330	290	348	83.3	毎年 3 団体増	生活環境課

基本方針 4

番号	指標項目	単位	当初	現状	目標	達成率	目標設定	担当課
			R 1	R 7	R 7	%		
20	景観まちづくり賞の表彰数	団体	24	46	34	135.3	計画期間中に表彰10件	都市整備課
21	長期優良住宅認定率	%	20.1	40.9	21.9	186.8	1.8ポイント増	都市整備課
22	骨寺村荘園交流施設利用者数	人/年	27,638	24,252	29,000	83.6	おおむね 5 %増	骨寺荘園室
23	空き家バンク登録件数	件/年	37	36	30	120.0	毎年30件登録	交流推進課
24	木造住宅耐震改修工事助成件数	件	104	111	121	91.7	毎年 3 件増	都市整備課

基本方針 5

番号	指標項目	単位	当初	現状	目標	達成率	目標設定	担当課
			R 1	R 7	R 7	%		
25	花いっぱい運動参加者数	個人 団体	150	159	150	106.0	現状維持	まちづくり推進課
26	一斉清掃参加者数	人	46,893	39,401	46,893	84.0	現状維持	生活環境課
27	アドプトプログラム協定締結団体数（市と締結）	団体	12	10	18	55.6	毎年 1 団体増	生活環境課

◇ 資料編 ◇

1 岩手県緑の少年団（森林（自然）愛護少年団）の取組

団体名	内容
興田自然愛護少年団	学校花壇整備作業（6名）、自然作業・産業体験（26名）
東山森林愛護少年団	森林学習会（177名）、環境整備作業（177名）、野菜の苗植え（36名）
室根自然愛護少年団	室根山クリーン作戦（47名）、ひこばえの森植樹祭への参加（25名）

上記以外の市内団体は活動休止

資料：林政推進課

2 市・民間団体などが実施した環境に関する事業

地域	実施団体等	内容
一関	一関市	一関市SDGs推進講師派遣事業
	黄金ロードふれあい協議会 報告：道路管理課	黄金ロードふれあい作戦…8月10日「道の日」、8月「道路ふれあい月間」による清掃活動
	一関地方有機農業推進協議会 報告：生産流通課	田んぼの学校…有機栽培に取り組む水田での田植え・稲刈り・草刈り体験、生物調査、収穫祭
	一関東工業団地企業連絡協議会 報告：工業労政課	工業団地内の一斉清掃（春・秋）
	山目地区まちづくり協議会	わくわくぼうけんじゃー（22名）、もちつき体験と雪あそび（19名）、放課後子ども教室（田植え・稲刈り・脱穀）（20名）
	中里まちづくり協議会	クリーン中里「特定外来生物（セイタカアワダチソウ等）駆除」（150名）、ホテルの里づくり事業「ホテルの観察会」（215名）
	狐禅寺市民センター	こんこん山学級「ブルーベリー摘み体験」（24名）「リンゴ狩り」（16名）、狐禅寺子屋「植樹体験」（7名）「いもほり」（18名）、こぎつね学級「自然体験教室」（全4回に計46名）、千歳大学自然観察会（48名参加）
	KMYプロジェクト実行委員会 報告：狐禅寺市民センター	川遊びまつりin滝沢川（93名）、サケの稚魚放流in滝沢川（43名）
	滝沢地域振興協議会	国道284号線真滝バイパス区間環境整備（草刈り） 滝沢探検隊（瀧神社での自然観察など）
	真柴まちづくり協議会	奥州街道・旧鬼死骸村周辺環境整備（草刈り）
	厳美市民センター	青少年事業「親子移動教室」（17名）
	厳し美しの里協議会	骨寺村荘園遺跡スタンプラリー（19名）、竹あかりづくり（26名）
	本寺地区地域づくり推進協議会	水路維持保全ボランティア作業（309名）、骨寺村荘園遺跡コアゾーン内除草作業（100名）
	骨寺村ガイダンス運営協議会	須川と本寺の自然観察（34名）、布草履づくり（21名）
	萩荘地区まちづくり協議会	遊休農地活用貸農園「はぎしょう農園」運営
	萩荘地区青少年健全育成推進協議会	水辺の楽校久保川河川敷の環境整備
	真滝13区	地域の景観美化のための植樹（10名）

地域	実施団体等	内容
一関	舞川地域課題対策協議会	舞川530（ごみゼロ）運動、水辺の環境まつり
	弥栄4・5区子供会	北上川堤防ごみ拾い（20名）
	一関地方農林業振興協議会林業部会 報告：林政推進課	いわいの森わくわくフェスタ（1,032名）
花泉	永井地域コミュニティ活性化協議会	クリーンウォーク（19名）、永井スポーツセンター整備事業（50名）、旧永井小学校整備事業（80名）
	旧南中愛護の会	旧花泉南中学校環境整備（9名）
	涌津まちづくり協議会	学びの土曜塾「自然探検と沢遊びinマツルベ」（26名）、学びの土曜塾「いちのせき健康の森で雪遊び」（8名）
	油島なのはな協議会	旧油島小学校環境整備（2回128名）、道路をきれいにするプロジェクト（10集落 327名）
	老松みどりの郷協議会	花泉中学校老松日形PTA共催「清掃活動」（34名）
	日花里の郷日形	環境整備事業（221名）
	金沢市民センター	かざわっ子クラブ（15名）
	金沢ふるさと協議会	成人学級：エコ手芸、旧気仙沼街道整備、旧金沢小学校環境整備
大東	大原自治公民館等連合会	山吹城址草刈り奉仕作業（年2回113名）
	大原まちづくりの会	旧大原中学校環境整備作業（年2回55名）
	摺沢市民センター	ヘルスアップウォーキング、自然観察会
	興田地区振興会	水環境の全国一斉調査（5名）、鮭稚魚放流（32名）、興田林業祭（1,500名）、旧興田中学校草刈り（80名）
	渋民市民センター	渋民探検隊…大東町各地区の自然などに触れる
	曾慶市民センター	ホテルを見つけに行こう！（自由鑑賞）
	一関地方農林業振興協議会林業部会 報告：林政推進課	一関地方育樹祭（26名）
千厩	奥玉市民センター	あらたまウォーキング（年11回216名）、学びの土曜塾（飛ヶ森キャンプ場プレイベントウォーキング）（36名）
	宝築農愛クラブ	中ノ峠公園周辺の下刈り作業（24名）
東山	たいしたもんだ長坂みらい塾	河川清掃ゴミ拾いボランティア作業（200名）、バケツ稲栽培、川釣講座「鮎釣編」（44名）
	たいしたもんだ長坂みらい塾、田河津振興会、いわて松川やくにたつ会	中央婦人学級「花の寄せ植え講座」（36名）

地域	実施団体等	内容
室根	室根まちづくり協議会	ウォーキング教室（年２回 計47名）、室根バイパスクリーン作戦（年２回 計57名）
	一関市観光協会 室根	室根山山開き、室根高原クリーン作戦
	室根町第12区自治会 NPO法人 森は海の恋人	森は海の恋人植樹祭
	室根町第19区自治会	河川清掃、イカダ設置による川遊び機会提供と清流化PR
	きらめきパーク	室根きらめきパーク内の下刈作業や作業道の整備（25名）
	さくらプロジェクト実行委員会	
	津谷川子供会	水生生物調査
川崎	一関市川崎町女性部	米ぬかEM発酵液による河川浄化活動（各自治会女性部員）
	建設業協会 千厩支部 岩手県、一関市	道の日行事「国道284号等清掃作業」
	NPO法人 北上川サポート協会	第42・43回北上川クリーン大作戦！（62名） おさがり広場（延べ500人）
	川崎あじさい公園管理組合 報告者：川崎支所産業建設課	川崎あじさい公園補植作業（川崎中学校生徒が参加）
	高成自治会	高成児童遊園の草刈・ゴミ拾い（100名）
	新町会	諏訪前地区児童公園の草刈・ゴミ拾い（89名）
	株式会社 小田島組 報告者：川崎支所産業建設課	道路等草刈りボランティア
藤沢	藤沢町住民自治会協議会	地域の宝活用事業「黄金文化を体験」（13名）、ビューティフル藤沢整備事業「リサイクル集団回収事業」「花壇整備事業」「クリーンアップー斉清掃（春季・秋季）」
	農地・水徳田地区活動組織	ホテル鑑賞会

上記以外にも各地域において、自治会による環境整備など取組が行われています。

参加人数は、わかる範囲で記載しています。

3 小中学校での環境学習

1) 小学校

地域	学校名	内容
一関	一関	清掃センター・浄水場見学（４年）、プール清掃（４～６年）、栽培学習（全校）、照井堰見学（４年）
	山目	清掃センター・浄水場見学（４年）、プール清掃（５・６年）、栽培学習（全校）、総合「地域のごみ拾い」（５年）
	赤荻	栽培学習（２～４年・６年・特別支援学級）、清掃センター・浄水場見学（４年）、米作り（５年）、プール清掃（全校）、資源回収（児童会）
	中里	秋探し（植物・昆虫）（１年）、ハウセンカ栽培・観察（３年）、へちま栽培・観察（４年）、浄水場・清掃センター・照井堰見学（４年）、宿泊学習での沢の生物調査（５年）、プール清掃（全校）
	滝沢	リサイクルプラザ・清掃工場・浄水場見学（４年）、総合的な学習「食と環境」（５年）、花・野菜栽培（全校）、プール清掃（全校）、環境整備作業（PTA）
	南	サツマイモ栽培（１年・特別支援学級）、ミニトマト栽培・観察（２年）、へちま栽培・観察（４年）、清掃センター・浄水場・吸川放流路見学（４年）、プール清掃（５・６年）
	弥栄	養蚕学習（３年生・４年生）清掃センター・浄水場見学（４年）、プール清掃・草取り作業・全校学校周辺の清掃活動（全校）、栽培学習（全校）
	萩荘	自然観察・体験（１・２年）、清掃センター・浄水場見学（４年）、栽培活動（全校）、プール清掃・草取り（全校）、環境整備作業・資源回収（PTA）
	厳美	厳美溪巣箱清掃（６年）、厳美溪畔清掃（全校）、プール清掃（５・６年）、学校花壇整備（１～４年）、花・野菜栽培活動（全学年）、浄水場見学（４年）
	舞川	プール清掃（全校）、球根掘り・植え（全校）、花の苗植え（全校）、資源回収（PTA）春・秋花を観る会（１・２年、女性団体、民生児童委員、祖父母）、校庭整地・草刈り（PTA）
花泉	花泉	栽培活動（全校）、地域の環境についての学習（５年）、プール清掃（６年）、資源回収（PTA）
大東	大原	水生生物調査（４年）、「かじかの里」石みがき（４年）、花・野菜栽培活動（全校）、プール清掃（全校）、環境整備作業（PTA）、鮎の稚魚放流（４年）、花壇の整備（児童会活動）、清掃センター・浄水場見学（４年）
	大東	水生生物調査（３年）、清掃センター・浄水場見学（４年）、森林学習会・農業体験（５年）、プール清掃（４～６年）、農作物栽培（特別支援学級）、環境整備（PTA）、資源回収（PTA）全校草取り（全学年）
	興田	農作物栽培（１・２年）、鮭の稚魚放流（１～３年）、水生生物調査（３年）、花壇整備・クリーンセンター・浄水場見学（４年）
	猿沢	水生生物調査（４年）、地球温暖化を防ごう隊参加（４～６年）、脇田郷浄水場・清掃センター見学・北上川学習交流館で河川保全等学習（４年）、農作物栽培（全校）、プール清掃（全校）、環境整備作業（PTA）

地域	学校名	内容
	千厩	農作物・植物の栽培（１～３年）、清掃センター・浄水場見学（４年）、プール清掃（５・６年）、環境整備作業（PTA）
	東山	農作物栽培（全校）、校庭の草取り・石拾い（全校）、学校花壇の整備（生活委員会）、プール清掃（全校）、環境整備作業（PTA ５・６年児童）、緑の少年団活動参加（生活委員会）
	室根	水生生物調査（４年）、室根山クリーン作戦（５年）、花壇整備（５・６年）
	川崎	サツマイモ栽培（１・２年、特別支援学級）、ハウセンカ栽培・ホタル学習（３年）、ヘチマ栽培・水生生物調査（４年）、メダカ米栽培（５年）、ジャガイモ栽培（６年）、プール清掃（５・６年）、校庭の草取り・石拾い（全校）、環境整備作業（PTA）
藤沢	藤沢	地球環境を守る（ごみ問題）（５年）、プール清掃（３～６年）、学校花壇の整備（１・２年、生き物委員会）、植物・農作物の栽培（全校）、資源回収（PTA）
	黄海	稲作・農作物栽培（５年）、清掃センター・浄水場見学（４年）、花壇・環境整備作業（全校・PTA）、書き損じはがき・インクカートリッジ回収（全校）、プール清掃（全校）

２）中学校

地域	学校名	内容
一関	一関	学校花壇の整備（総合文化部）、環境整備作業・資源回収作業（PTA）、地域奉仕活動（生徒会）
	磐井	花火大会後の清掃地域奉仕活動（全校）、高田松原草刈り奉仕活動（全校のうち希望者）、ペットボトルキャップ回収（社会・科学部）、環境整備作業（全校・PTA）
	一関東	地区奉仕活動（全校）、牛乳パック回収（全校）、プール清掃（全校）、資源回収（生徒会）、環境整備作業（PTA）
	桜町	地域奉仕活動（１年）、吸川の水生生物調査（情報科学部）、ペットボトルキャップ回収（生徒会）、書き損じはがき回収（全校）、環境整備作業（全校・PTA）、プール清掃（課外活動部・無所属）
	萩荘	地球温暖化について（３年）、資源回収（全校）、環境整備作業２回（PTA）
	厳美	厳美溪畔清掃・資源回収・プール清掃・書き損じはがき回収（全校）、環境整備作業（全校・PTA）、熱中症防止・換気呼びかけ（生徒会保健委員会）
	舞川	５３０（ごみゼロ）運動（全校・地域）、５３０（ごみゼロ）週間（全校）、環境整備作業（全校・PTA）、資源回収活動（PTA）、烏兎ヶ森登山道整備（有志）
	花泉	ペットボトルキャップ回収（全校）、学校花壇環境整備（PTA）

地域	学校名	内容
大東		ペットボトルキャップ回収（全校）、ソフトコンタクトレンズケース回収（全校）、プール清掃（全校）、環境整備活動（PTA）、校庭の環境整備活動、校地内美化活動
千厩		書き損じはがき回収（全校）、環境整備作業（PTA）、ひまわりの栽培（一関清明支援学校千厩分教室の生徒と）、植物の栽培（3年）
東山		緑のサヘル講演会（2年）、農作物の栽培（特別支援学級）、地域清掃（全校）、資源回収（PTA・全校）、環境整備作業（PTA・全校）
室根		花壇づくり・整備（全校）、プール清掃（全校）、廃油石鹸づくり（保健委員会）、環境整備作業（PTA・全校）
川崎		花火大会後の清掃活動（全校）、草刈り作業・資源物回収（PTA）、プール清掃（全校）
藤沢		ミニトマトの栽培（1年）、学校花壇の整備（全校）

資料：各小中学校



下水道課「市民フェスタ」



中里市民センター「ホタルの観察会」



林政推進課 「いわいの森わくわくフェスタ」



川崎中学校「花火大会後の清掃活動」



下水道課「住宅祭」



中央婦人学級「花の寄せ植え講座」



生産流通課「田んぼの学校」



日花里の郷日形「環境整備」



林政推進課 「いわいの森わくわくフェスタ」

4 一関市環境基本条例

平成18年12月22日条例第79号

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等（第7条－第9条）
- 第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第10条－第21条）
- 第4章 環境審議会（第22条－第28条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本的事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての者がそれぞれの責務を自覚し、適切な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、市、事業者及び市民のすべての者が自らの問題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に参画し、及び協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減、その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に参画し、及び協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

（施策の基本方針）

第7条 市は、環境施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、事業者及び市民との協働の下に各種の施策相互の連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素の良好な状態を確保すること。
- (2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に配慮して適正に保全すること。
- (3) 優れた自然環境及び歴史的、社会的な環境その他快適な環境を保全するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用等を推進し、並びに環境の保全及び創造に関する技術等を活用することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。
- (5) 広域的な見地をもって環境の保全及び創造を推進するため、水系等により環境に関して密接なつながりを有する地域との積極的な連携及び協力に努めること。

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、一関市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、一関市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第9条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮するとともに、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の促進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制及び誘導措置)

第12条 市は、公害の原因となる行為及び環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者がその活動に係る環境への負荷の低減を図るための施策の整備その他の適切な措置をとるように誘導し、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(協定の締結)

第13条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。

(公共的施設等の整備及び事業推進)

第14条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量の推進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用が推進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化に関する意識の向上)

第16条 市は、公共の場所の美観を損なう行為を防止するため、市民の環境美化に関する意識の向上を図

るように努めるものとする。

（環境教育及び学習の振興）

第 17 条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めることにより、これらの者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（自発的活動の促進）

第 18 条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境施策の推進に当たっては、民間団体等の参画及び協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

（情報の収集及び提供）

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全及び創造に資するために必要な情報を適切に提供するものとする。

（調査の実施・監視等の体制の整備）

第 20 条 市は、環境施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、環境施策を適正に実施するため、必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

（環境保全における相互協力）

第 21 条 市は、広域的な取組を必要とする環境施策については、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

（環境審議会）

第 22 条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議させるため、一関市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 23 条 審議会は、委員 14 人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公共的団体等に属している者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

（任期）

第 24 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 25 条 審議会に会長及び副会長を 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 26 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 27 条 審議会の庶務は、市民環境部生活環境課において処理する。

(委任)

第 28 条 第 22 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

5 一関市ポイ捨てのないきれいなまちづくり条例

平成 19 年 3 月 22 日条例第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、たばこの吸い殻、空き缶等の散乱の防止等に関し必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者の協働によるポイ捨て等のないきれいなまちづくりを推進し、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (3) 公共の場所 道路、河川、水路、公園、緑地、広場等の市民等が自由に利用し、又は出入りできる場所をいう。
- (4) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するもので容易に投棄され、又は散乱しうるものをいう。
- (5) 空き缶等 飲食物を収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器をいう。
- (6) 回収容器 空き缶等を回収するための容器その他これに類する物をいう。
- (7) ポイ捨て 吸い殻等又は空き缶等を持ち帰らず、これらを回収容器又はごみ箱等定められた場所以外に放置し、又は捨てることをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を実施し、きれいなまちづくりを推進するものとする。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、吸い殻等及び空き缶等の散乱を防止するため、自ら生じさせた吸い殻等及び空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

2 市民等は、この条例の目的を達成させるため、市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、事業活動を実施するに当たって、きれいなまちづくりに十分な配慮及び措置を講じるとともに、従業員に対し意識の啓発に努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成させるため、市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第 6 条 何人も、公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所にポイ捨てをしてはならない。

(飼い犬等のふんの放置禁止)

第 7 条 犬及び猫その他飼育を目的とした動物(以下「飼い犬等」という。)の飼い主は、当該飼い犬等が公共の場所においてふんを排泄した場合は、ふんを持ち帰る等適正な処理をし、当該飼い犬等のふんを放置してはならない。

(公共の場所の管理)

第8条 公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保持し、みだりにポイ捨てされないよう適正に管理するとともに、利用者への啓発等に努めなければならない。

(回収容器の設置等)

第9条 自動販売機を設置し、又はこれにより飲食物を販売する者は、当該自動販売機の付近に回収容器を設置する等、飲食物の容器の散乱の防止に努めなければならない。

(印刷物配布者の責務)

第10条 公共の場所において、ビラ、チラシ等の印刷物を配布し、又は配布させた者は、自らの責任において散乱した印刷物を処理する等、当該印刷物が公共の場所に散乱しないよう努めなければならない。

(措置命令)

第11条 市長は、第6条又は第7条の規定に違反した者に対し、ポイ捨てされた吸い殻等若しくは空き缶等又は放置された飼い犬等のふんを適正に処理するよう命ずることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年6月1日から施行する。

5 一関市ポイ捨てのないきれいなまちづくり条例

平成 19 年 3 月 22 日条例第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、たばこの吸い殻、空き缶等の散乱の防止等に関し必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者の協働によるポイ捨て等のないきれいなまちづくりを推進し、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (3) 公共の場所 道路、河川、水路、公園、緑地、広場等の市民等が自由に利用し、又は出入りできる場所をいう。
- (4) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するもので容易に投棄され、又は散乱しうるものをいう。
- (5) 空き缶等 飲食物を収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器をいう。
- (6) 回収容器 空き缶等を回収するための容器その他これに類する物をいう。
- (7) ポイ捨て 吸い殻等又は空き缶等を持ち帰らず、これらを回収容器又はごみ箱等定められた場所以外に放置し、又は捨てることをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を実施し、きれいなまちづくりを推進するものとする。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、吸い殻等及び空き缶等の散乱を防止するため、自ら生じさせた吸い殻等及び空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

2 市民等は、この条例の目的を達成させるため、市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、事業活動を実施するに当たって、きれいなまちづくりに十分な配慮及び措置を講じるとともに、従業員に対し意識の啓発に努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成させるため、市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第 6 条 何人も、公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所にポイ捨てをしてはならない。

(飼い犬等のふんの放置禁止)

第 7 条 犬及び猫その他飼育を目的とした動物(以下「飼い犬等」という。)の飼い主は、当該飼い犬等が公共の場所においてふんを排泄した場合は、ふんを持ち帰る等適正な処理をし、当該飼い犬等のふんを放置してはならない。

(公共の場所の管理)

第8条 公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保持し、みだりにポイ捨てされないよう適正に管理するとともに、利用者への啓発等に努めなければならない。

(回収容器の設置等)

第9条 自動販売機を設置し、又はこれにより飲食物を販売する者は、当該自動販売機の付近に回収容器を設置する等、飲食物の容器の散乱の防止に努めなければならない。

(印刷物配布者の責務)

第10条 公共の場所において、ビラ、チラシ等の印刷物を配布し、又は配布させた者は、自らの責任において散乱した印刷物を処理する等、当該印刷物が公共の場所に散乱しないよう努めなければならない。

(措置命令)

第11条 市長は、第6条又は第7条の規定に違反した者に対し、ポイ捨てされた吸い殻等若しくは空き缶等又は放置された飼い犬等のふんを適正に処理するよう命ずることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年6月1日から施行する。

■発行 一関市 市民環境部 生活環境課

〒021-8501

岩手県一関市竹山町7番2号

TEL 0191-21-8331（直通）

FAX 0191-21-2101

MAIL seikan@city.ichinoseki.iwate.jp

市HP <https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/>